

第2期 奄美市地域福祉計画 (再犯防止推進計画)

2026年度(令和8年度) ▶ 2030年度(令和12年度)



令和8年3月
鹿児島県奄美市

はじめに

本市では、地域に暮らすすべての人が安心して生活できる社会の実現を目指し、このたび第2期奄美市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「みんなで支え、みんなで育む、しあわせな暮らし」を基本理念に掲げ、地域に暮らす一人ひとりがつながり、支え合いながら、共に安心して生活できるまちづくりを進めてまいります。



近年、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、家族や地域のつながりの変化などにより、生活上の課題は複雑化・多様化しています。また、生活困窮や孤立、子育てや介護の不安など、分野を超えて重なり合う課題への対応も求められています。このような状況の中で、行政による支援だけではなく、地域の皆さまや関係団体、事業者などが力を合わせ、支え合う地域づくりの重要性はますます高まっています。

第1期計画では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域のつながりや支え合いを大切にした取り組みを進めてまいりました。

第2期におきましても、その考え方を継承し、「人と人がつながり、支え合う、地域づくり」「福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成」「包括的な支援の体制づくり」「安全で安心な地域づくり」の四つの基本目標のもと、各施策を着実に推進してまいります。

また、本計画では、各基本目標に対する取り組みの進捗を把握し、次期計画の策定につなげていくため、新たに指標を設定いたしました。このことにより、計画の実効性を高め、継続的な見直しと改善を図ってまいります。

計画の策定にあたりましては、市民アンケートや地域座談会を実施するとともに、奄美市地域福祉計画推進委員会での審議やパブリックコメントを通じて、多くの市民の皆さまから貴重なご意見をいただきました。ご協力に心から感謝申し上げます。

これからも、市民の皆さま、地域団体、関係機関、事業者の皆さまとともに、みんなで支え合い、みんなで「しあわせの島」の実現を目指してまいりましょう。

令和8年3月

奄美市長 安田壮平

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉計画とは	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制	9
6 奄美市における地域福祉と「あまみ未来目標」奄美版 SDGs について.....	10
第2章 奄美市の現状及び課題.....	13
1 奄美市の現状.....	13
2 市民アンケート調査の結果.....	21
3 地域座談会から見える現状.....	33
4 施策の評価.....	45
5 現状や課題.....	46
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念	53
2 基本目標.....	54
3 階層別の地域のあり方(福祉圏域)の整理	55
第4章 基本理念実現に向けた施策の展開.....	59
基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり.....	60
基本目標2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成	64
基本目標3 包括的な支援の体制づくり	67
基本目標4 安全で安心な地域づくり	73
第5章 計画の推進と目標.....	81
1 計画の推進体制.....	81
2 計画の進行管理の手法.....	81
3 成果指標一覧	81
第6章 再犯防止推進計画	85
1 第2期奄美市再犯防止推進計画の位置づけ・理念.....	85
2 市民アンケート調査(抜粋).....	86
3 再犯防止に関する関連団体の取組状況について.....	88

4 目標	93
5 再犯防止推進会議委員名簿	94
6 参考資料	95
第7章 資料編	99
1 奄美市地域福祉計画推進委員名簿	99
2 奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱	100
3 用語解説	102

❖ 第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会的背景・目的

少子高齢化や核家族化の進行により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、住民の抱える福祉ニーズは一層多様化・複雑化しています。これまで国では、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの分野ごとに公的支援制度の整備を進めてきましたが、近年では、介護と育児を同時に担う「ダブルケア世帯」や、障害のある子どもと要介護の親を抱える家庭など、一つの世帯や一人の住民が複数の課題を抱えるケースが増加しています。その結果、従来の縦割りの支援制度では対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある世帯への支援が課題となっています。

こうした複合的な課題に対応していくためには、公的な支援だけでなく、地域に暮らす人々が互いを思いやり、支え合う関係づくりを進めることが重要です。住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いの中で、誰もが孤立せず自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指していくことが求められています。

本市では、令和3年3月に、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第1期奄美市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向け、取組みを推進してきました。

今回計画期間が終了することに伴い、近年の地域福祉を取り巻く状況や国・県の動向を踏まえ、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目指すために、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第2期奄美市地域福祉計画」を策定するものです。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。



本市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「奄美市地域福祉計画」は、本市における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

※図の出所：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向		
平成 28 年	6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月	地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月	改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月	改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正
令和 7 年	3 月	重層的支援体制整備事業実施要綱の改正
令和 7 年	5 月	中間検証と今後の制度化検討 「地域共生社会の在り方検討会議」において、5 年後の制度の施行状況を検証する中間とりまとめを公表

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、少子高齢化や家族の形の変化、地域のつながりの変化など、社会の変化を踏まえながら、高齢者、障害のある人、子ども、生活に不安や困りごとを抱える人など、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指すものです。

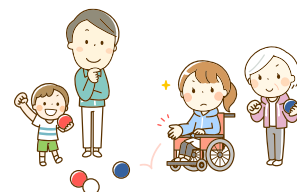
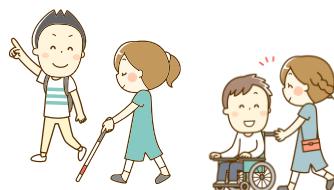
行政だけではなく、関係機関、地域の団体、事業者、市民一人ひとりが、それぞれの立場で役割を担い、力を合わせて支え合う地域づくりを進めるとともに、さまざまな困りごとに対応できるよう、分野を超えて連携し、必要な支援が途切れることのない体制づくりを進めます。

また、誰もが孤立することなく安心して地域で暮らし続けられるよう、生活の困りごと、孤立、虐待、再犯防止などの課題にも向き合い、関係する分野と連携しながら、支援の充実を図ることで、地域福祉計画を計画的に進めていきます。



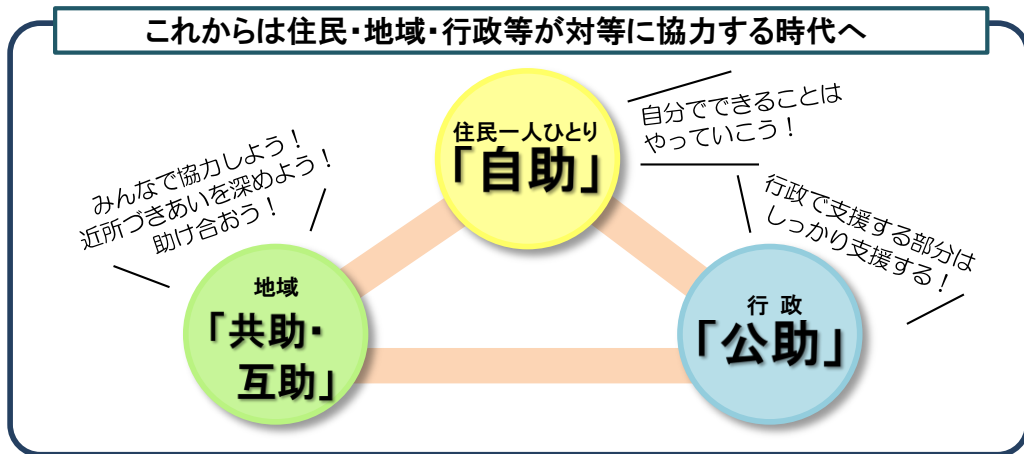
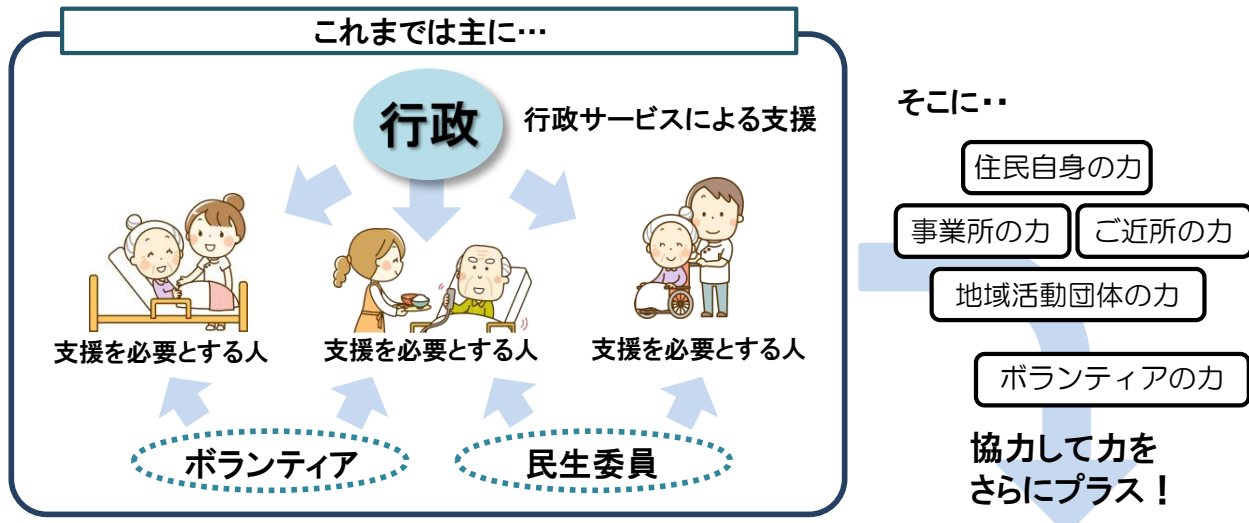
困っていることや地域で気になっていることがあれば、身近な人に話してみましょう。

他人事も自分のこととして考えて、声かけや見守りをしてみましょう。



地域にはたくさんの活動があり、新たなつながりが生まれます。ちょっとしたことでも、誰かの手助けにつながることもあります。

<地域福祉の考え方>



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)
地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和3年4月1日施行）

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

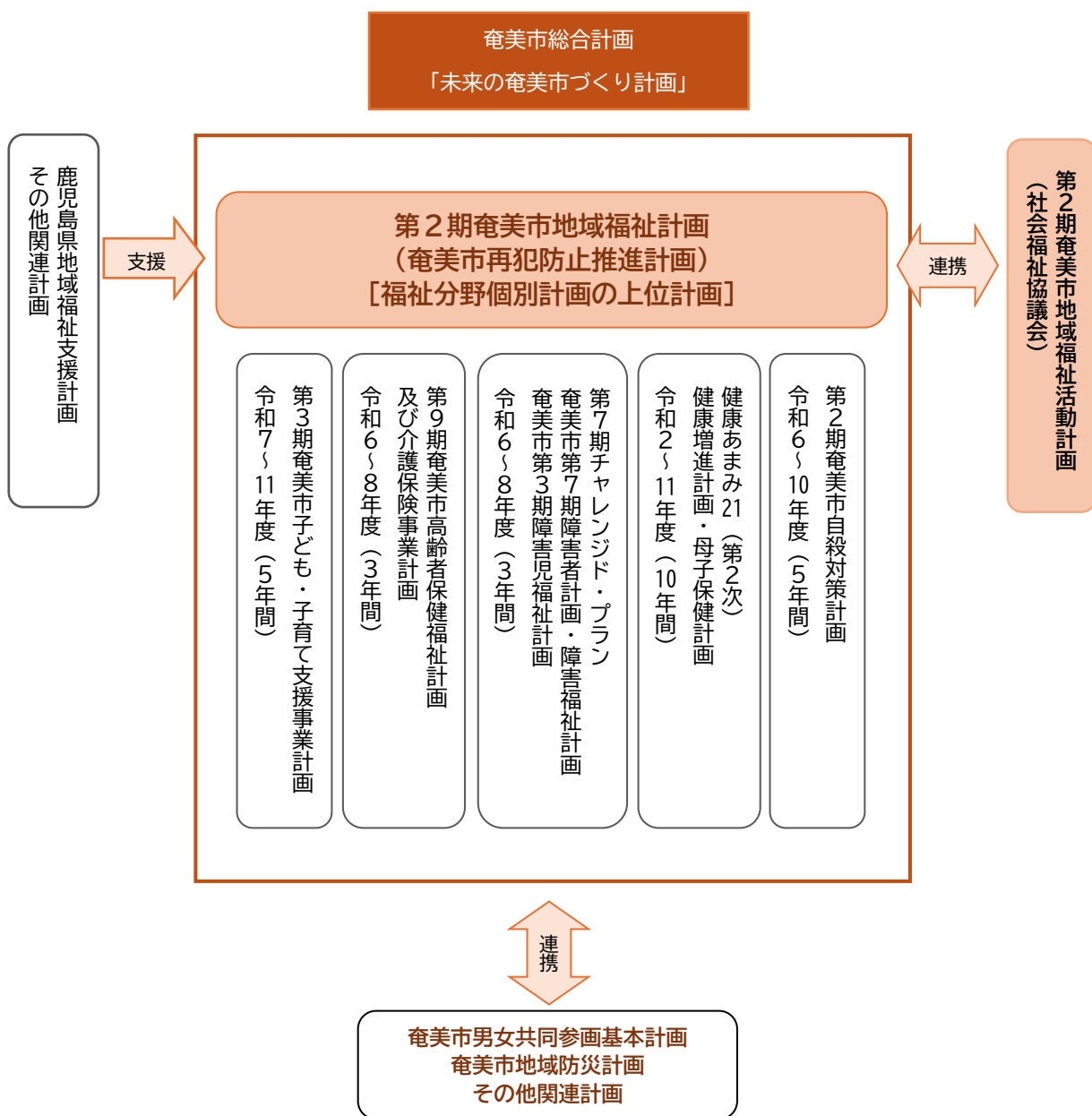
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 奄美市における地域福祉計画の位置づけ

「奄美市地域福祉計画」は、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障害者福祉等、福祉分野における行政計画の上位計画となるものであり、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、本市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものとしています。

なお、本計画の一部に、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「奄美市再犯防止推進計画」を含みます。

関連計画の状況



4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況の変化に対応するため、中間年度である令和10年度に中間評価を行います。

そのほか、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、関係各課、関係機関へ確認を行い、見直しを行います。

(年度)

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
奄美市総合計画	令和6～20年度									
奄美市地域福祉計画	第1期(令和3～7年度)					第2期(令和8～12年度)				
奄美市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 (チャレンジド・プラン奄美)	第6期 (令和3～5年度)			第7期 (令和6～8年度)			第8期 (令和9～11年度)			
奄美市子ども・子育て支援事業計画	第2期(令和2～6年度)				第3期(令和7～11年度)					
健康あまみ 21	2次(令和2～11年度)									
奄美市自殺対策計画	第1期 (令和元～5年度)			第2期(令和6～10年度)						
奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	第8期 (令和3～5年度)			第9期 (令和6～8年度)			第10期 (令和9～11年度)			

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査

計画の策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、18歳以上の2,000人を対象とした「アンケート調査」を令和7年8月から9月にかけて実施しました。

【調査対象者】

奄美市在住の18歳以上の市民 2,000人

【実施期間】

令和7年8月から9月にかけて実施

【調査方法】

郵送配送・郵送回収

【配布件数・回収状況等】

調査対象者	回収数	有効回収率
2,000件	630件	31.5%

(2) 地域別座談会の実施

市民の皆様から地域の課題や解決に向けたアイデアを直接お聞きするため、令和7年8月から9月にかけて、市内8地区で「地域別座談会」を開催しました。

(3) 奄美市地域福祉計画推進委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等で構成される「奄美市地域福祉計画推進委員会」を令和7年7月から令和8年2月にかけて計3回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ及び市の窓口で公表し、計画内容全般に関する意見の募集を行いました。

6 奄美市における地域福祉と「あまみ未来目標」奄美版 SDGs について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するためその達成に向けた推進が求められています。

本市においては、市民一人ひとりが自分事としてSDGsを推進するために、SDGsの17の目標に加え、奄美らしい目標を3つ加えた「あまみ未来目標」を奄美版SDGsとして設定しています。

【本計画と関連のあるゴール】



「あまみ未来目標」奄美版 SDGs より

AMAMI FUTURE DEVELOPMENT GOALS



❖ 第2章 奄美市の現状及び課題

第2章 奄美市の現状及び課題

1 奄美市の現状

(1) 総人口の推移と将来推計

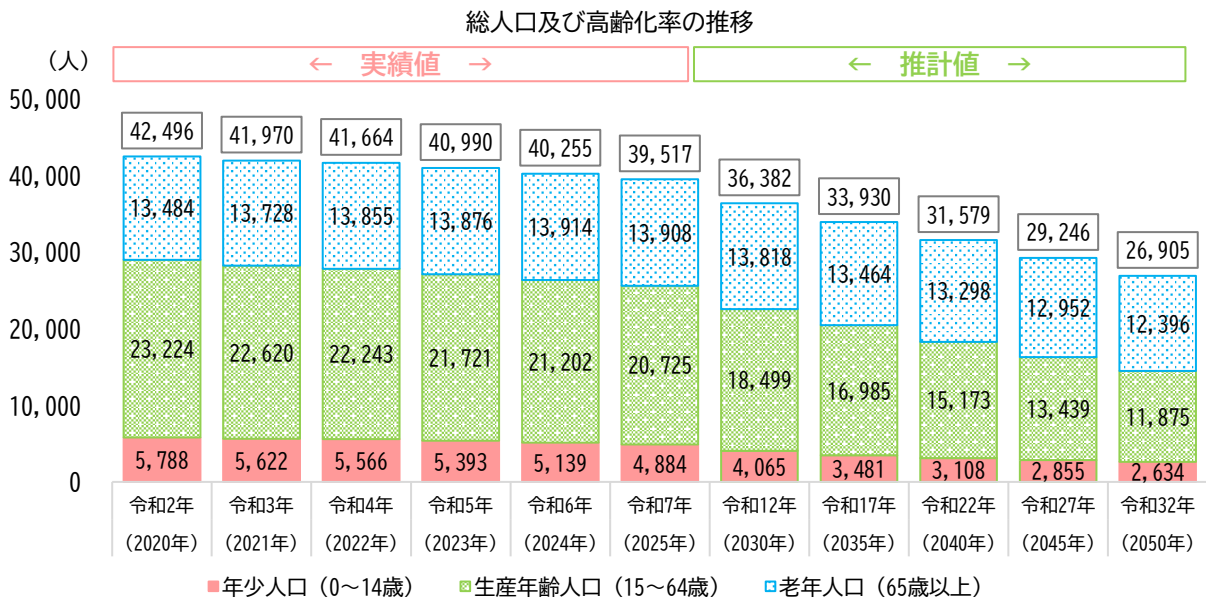
本市の人口は、令和7年3月現在 39,517 人で、令和2年より 2,979 人減少しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14 歳の年少人口、15～64 歳までの生産年齢人口は、減少傾向で推移しています。

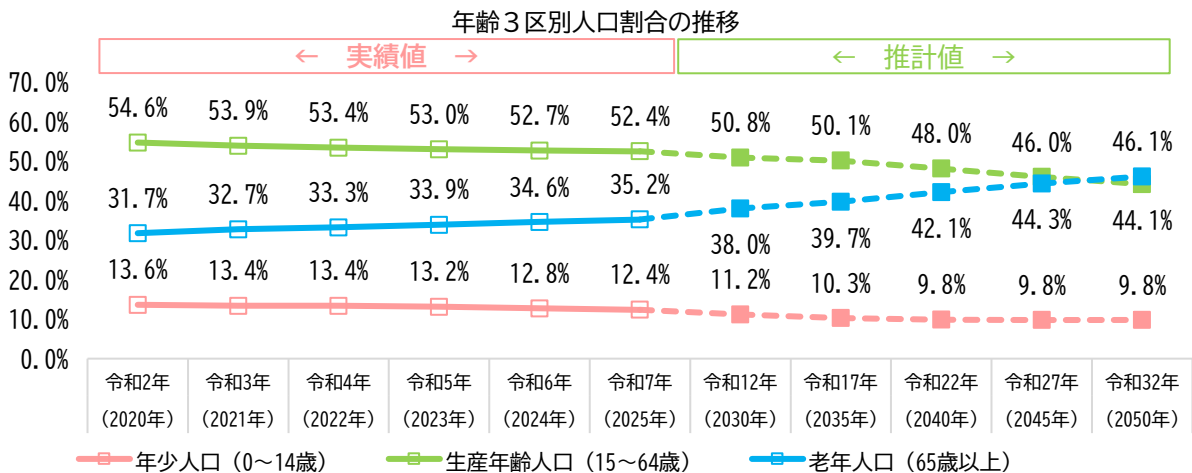
一方、65 歳以上の老年人口は人数としてはほぼ横ばいで推移していますが、全体に占める割合は上昇しており、少子高齢化が進行しています。

推計では、総人口、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも減少する見込みとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、今後は年少人口、生産年齢人口はともに減少する見込みとなっている一方、老年人口は増加が予測されています。



(資料：令和2～令和7年「住民基本台帳」各年3月31日、令和12年以降「地域別将来推計人口」)



(資料：令和2～令和7年「住民基本台帳」各年3月31日、令和12年以降「地域別将来推計人口」)

(2) 世帯の状況

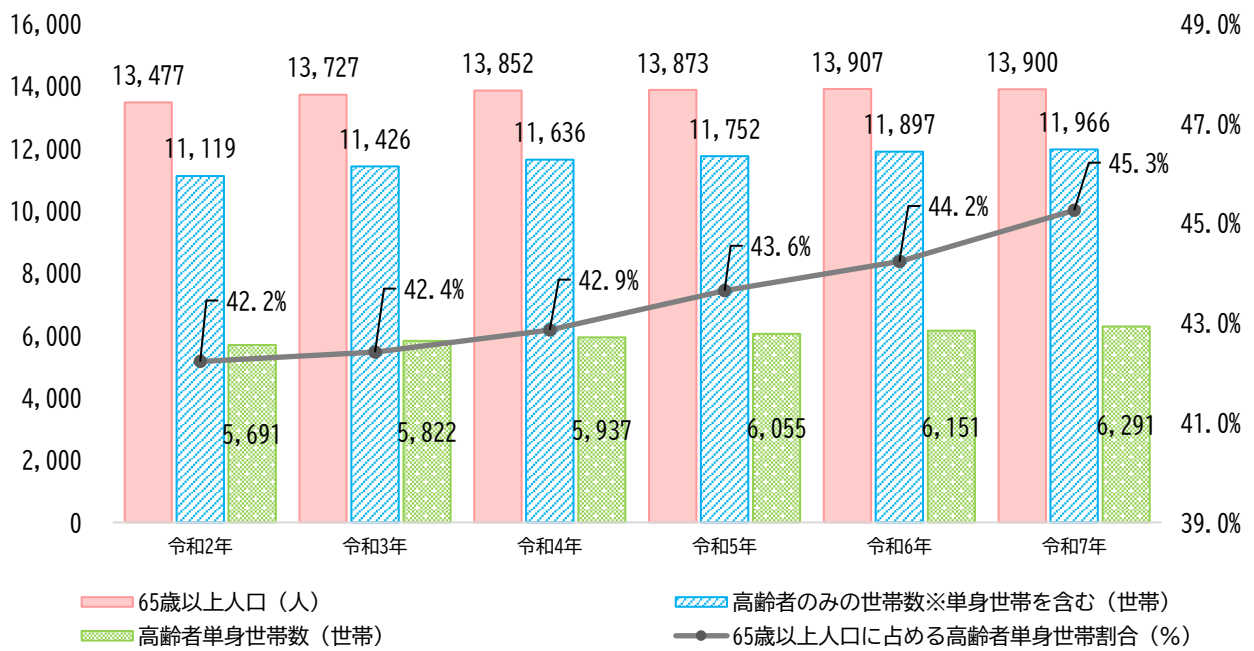
世帯数は令和2年から令和7年にかけて、438世帯減少しています。

高齢者世帯の推移をみると、65歳以上に占める高齢者単身世帯割合は年々増加傾向となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成6年	令和7年
一般世帯数	23,537	23,472	23,503	23,360	23,243	23,099

(資料：住民基本台帳 各年3月31日)

高齢者世帯の推移



(資料：住民基本台帳 各年3月31日)

(3) 地区別の人口動向

本市の地域支え合い体制づくりの区域に合わせた名瀬地区6圏域(金久、伊津部、奄美、上方、下方、古見方)、住用地区、笠利地区の合計8圏域を日常生活圏域として設定しました。

人口は全ての圏域において減少傾向で推移し、高齢化率は全ての圏域において増加傾向で推移しています。

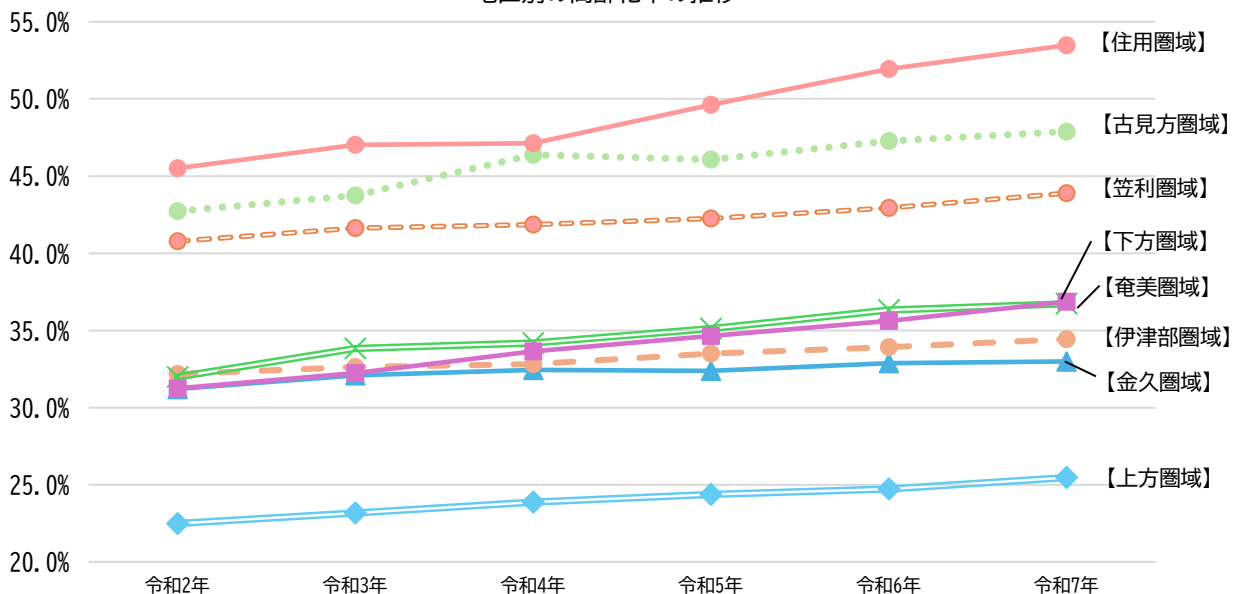
※高齢化率:総人口のうち65歳以上の人が占める割合のこと。

地区別の人口動向

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
金久圏域	人口(人)	7,188	7,072	6,996	6,884	6,711	6,669
	高齢化率	31.2%	32.1%	32.4%	32.4%	32.9%	33.0%
伊津部圏域	人口(人)	4,640	4,580	4,478	4,369	4,279	4,112
	高齢化率	32.2%	32.6%	32.8%	33.5%	33.9%	34.4%
奄美圏域	人口(人)	7,982	7,690	7,657	7,471	7,218	7,047
	高齢化率	32.0%	33.8%	34.2%	35.1%	36.3%	36.7%
上方圏域	人口(人)	8,328	8,341	8,443	8,389	8,393	8,298
	高齢化率	22.5%	23.2%	23.9%	24.4%	24.7%	25.5%
下方圏域	人口(人)	6,436	6,446	6,355	6,251	6,181	6,067
	高齢化率	31.2%	32.2%	33.6%	34.6%	35.6%	36.9%
古見方圏域	人口(人)	1,182	1,168	1,121	1,118	1,115	1,086
	高齢化率	42.7%	43.8%	46.4%	46.1%	47.3%	47.9%
住用圏域	人口(人)	1,235	1,210	1,205	1,155	1,113	1,049
	高齢化率	45.5%	47.0%	47.1%	49.6%	51.9%	53.5%
笠利圏域	人口(人)	5,503	5,458	5,404	5,353	5,240	5,174
	高齢化率	40.8%	41.6%	41.9%	42.3%	42.9%	43.9%

(資料:住民基本台帳 各年3月31日)

地区別の高齢化率の推移



(4) 児童等の状況

①出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成30年から令和5年にかけて67人減少しています。合計特殊出生率は、平成30年に1.85であったものが令和5年では1.61と減少していますが、国や県と比較すると高い水準で推移しています。

※合計特殊出生率：一人の女性が出産可能とされる15～49歳の年齢で産む子どもの数の平均。15～49歳までの年齢別合計出生数を合計し、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むか推計したものの。

出生率・合計特殊出生率の推移

(奄美市)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数(人)	309	274	292	285	294	242
合計特殊出生率(%)	1.85	1.67	1.75	1.74	1.88	1.61

(鹿児島県)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数(人)	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540	9,868
合計特殊出生率(%)	1.70	1.63	1.61	1.65	1.54	1.48

(全国)

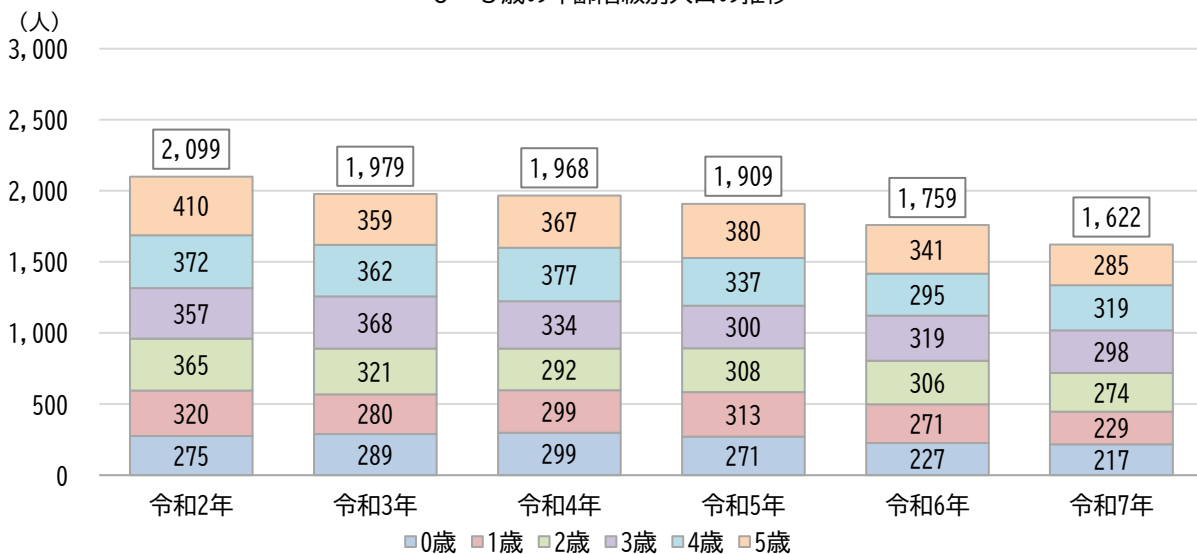
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288
合計特殊出生率(%)	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

(資料：鹿児島県人口動態統計調査、健康増進課)

②0～5歳の年齢階級別人口の推移

0～5歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。令和2年から令和7年の推移をみると、1歳、2歳では90人以上の減少、5歳では125人の減少となっています。

0～5歳の年齢階級別人口の推移



(資料：住民基本台帳 各年3月31日)

③6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

平成17年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯では1,157世帯の減少、6歳未満の子どもがいる世帯では736世帯の減少、18歳未満の子どもがいる世帯では1,741世帯の減少となっています。

子どものいる世帯の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	20,743	20,062	19,580	19,586
6歳未満 子どもがいる世帯	2,238	1,935	1,748	1,502
	10.8%	9.6%	8.9%	7.7%
18歳未満 子どもがいる世帯	5,386	4,692	4,134	3,645
	26.0%	23.4%	21.1%	18.6%

(資料：国勢調査、第3期子ども・子育て支援事業計画)

④ひとり親世帯の推移

本市の平成17年から令和2年のひとり親世帯の推移をみると、ひとり親世帯数に大きな変化は見られない状況となっています。

※ひとり親世帯：配偶者がいない(離婚、死別、未婚など)親が、20歳未満の子どもを扶養している世帯。

ひとり親世帯数の推移(奄美市)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	20,743	20,062	19,580	19,586
母子世帯	671	646	595	677
	3.2%	3.2%	3.0%	3.5%
父子世帯	80	66	69	83
	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%

(資料：国勢調査、第3期子ども・子育て支援事業計画)

ひとり親世帯数の推移(鹿児島県)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	725,045	727,273	722,372	725,855
母子世帯	13,301	13,942	13,746	12,749
	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%
父子世帯	1,950	1,689	1,641	1,473
	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%

(資料：国勢調査)

(5) 支援を必要とする方の状況

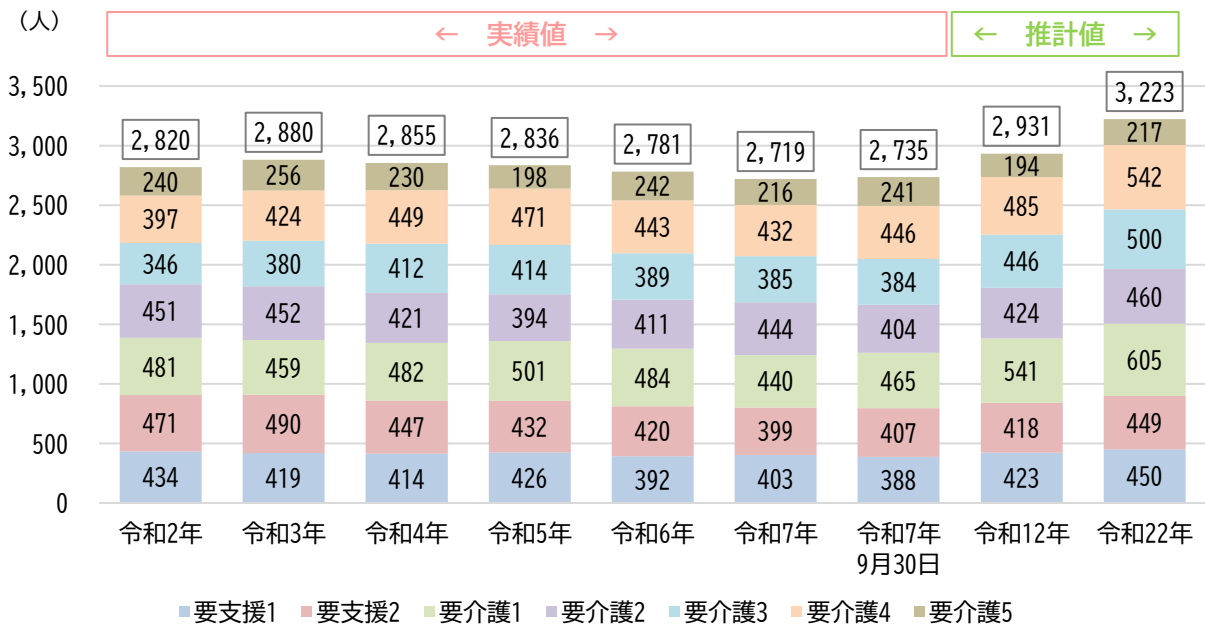
①介護保険事業における要支援・要介護認定者の状況

令和7年3月末の要介護(要支援)認定者の合計は 2,719 人となっており、そのうち要支援1及び要支援2は 802 人、要介護1から要介護5は 1,917 人となっています。

令和2年から令和7年の推移をみると、認定者数は、要介護3、要介護4では増加傾向で推移しています。

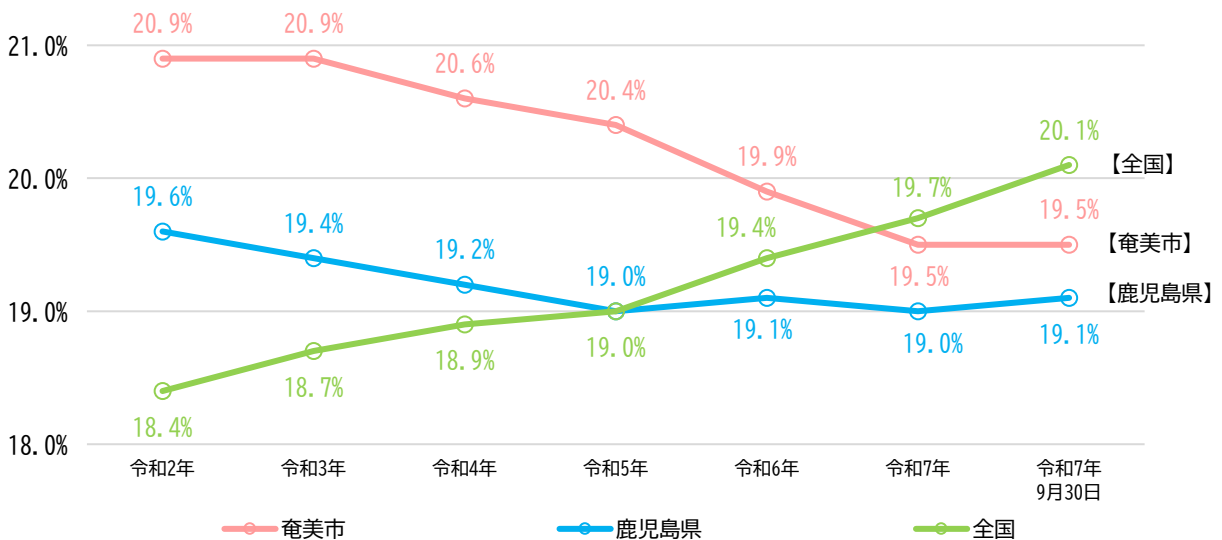
また、認定率は、令和7年は 19.5%となっており、鹿児島県より高く、国より低い割合で推移しています。

要介護（要支援）認定者の推移



(資料：令和2年～令和7年「厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年3月31日」
令和12年、令和22年「第9期奄美市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」)

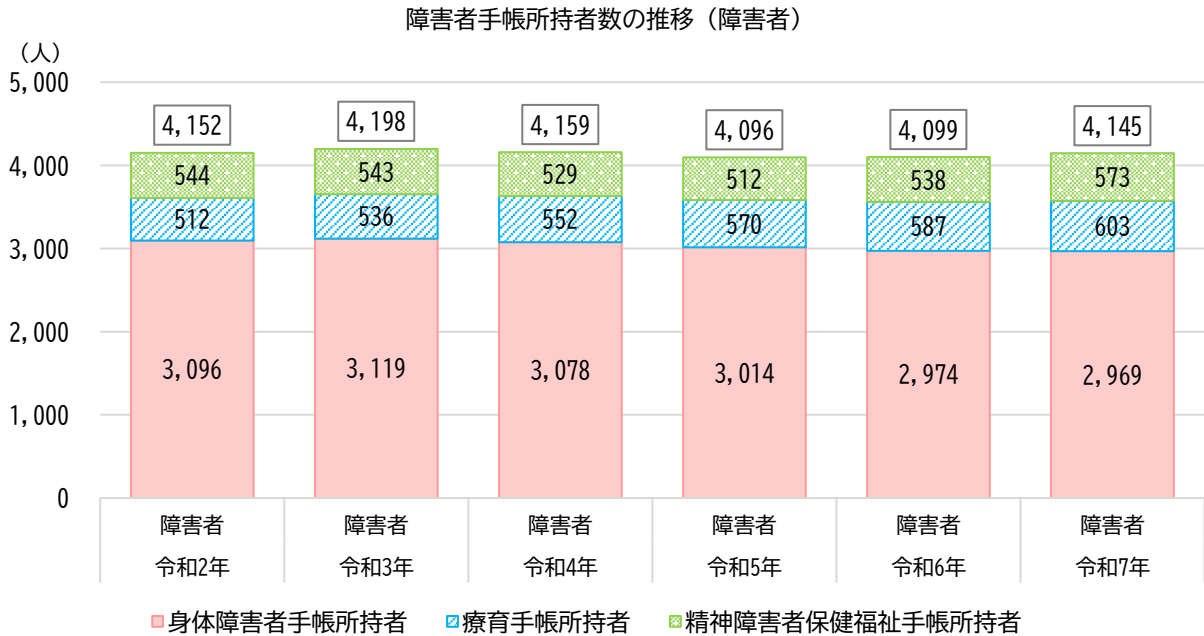
認定率の推移（国及び鹿児島県との比較）



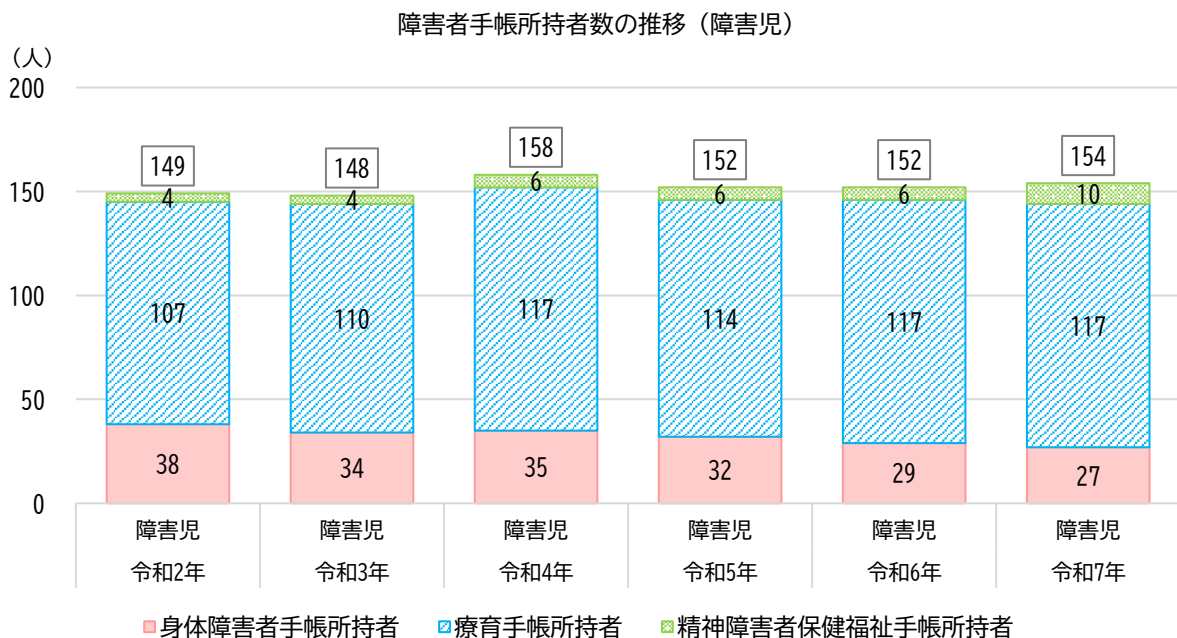
(資料：令和2年～令和7年「厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年3月31日」)

②障害者手帳所持者の状況

令和2年から令和7年の障害者手帳所持者の推移をみると、障害者、障害児ともに「身体障害者手帳所持者」は減少傾向にありますが、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向となっています。



（資料：福祉政策課 各年3月31日）



（資料：福祉政策課 各年3月31日）

③生活保護世帯の状況

令和6年度の生活保護世帯数は月平均 1,847 世帯で、年々減少傾向で推移しています。

なお、保護率については、全国平均を大きく上回っている状況です。

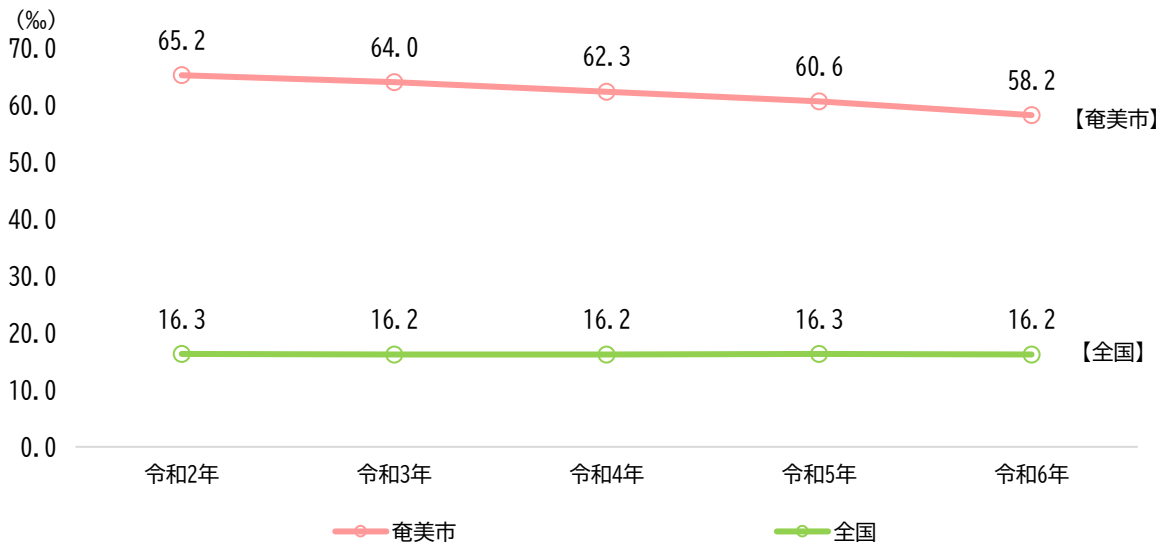
※パーミル(‰):全体を 1000 とした時の割合(千分率)を表す単位で、1‰は 0.1%に相当する。主に鉄道の勾配、海水の塩分濃度、出生率・死亡率など、パーセント(%)よりも細かい比率を示す際に用いられる。

生活保護世帯の状況

年度	世帯数 (月平均)	人員(人) (月平均)	扶助金			奄美市の 保護率 (‰)	全国の 保護率 (‰)
			扶助額 年額(千円)	1人当り 月平均(円)	1世帯当り 月平均(円)		
令和2年度	2,072	2,681	4,168,513	129,569	167,652	65.2	16.3
3	2,035	2,612	4,152,316	132,476	170,038	64.0	16.2
4	1,993	2,521	4,075,147	134,733	170,365	62.3	16.2
5	1,918	2,410	4,138,818	143,113	179,824	60.6	16.3
6	1,847	2,277	3,874,078	141,783	174,791	58.2	16.2

(資料：数字で見る奄美市 各年度3月31日)

保護率の状況



(資料：数字で見る奄美市 各年度3月31日)

2 市民アンケート調査の結果

(1) 調査の概要

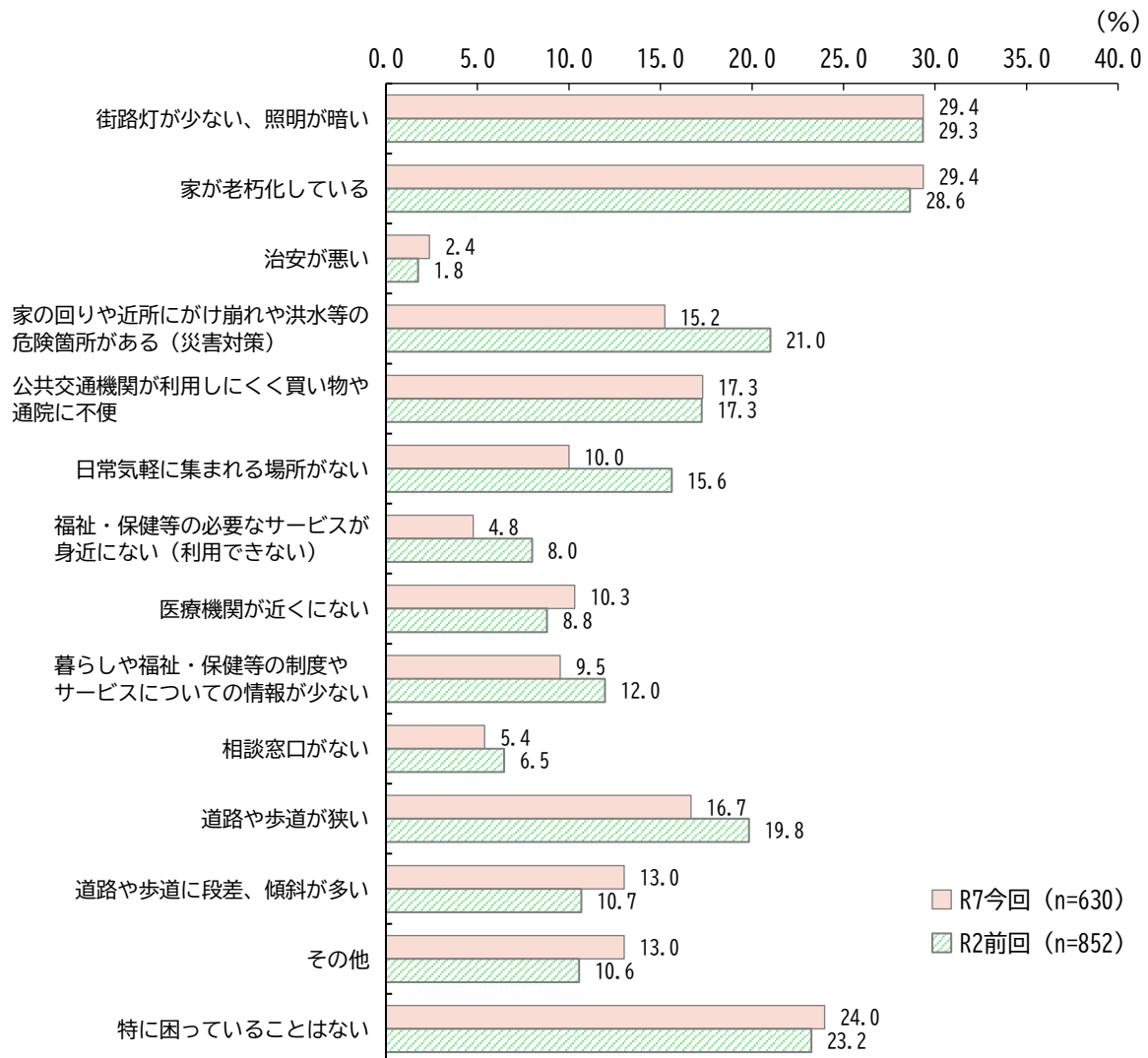
- 調査地域 奄美市内
- 調査対象 奄美市在住の18歳以上の方
- 調査時期 令和7年8月
- 調査件数 2,000件
- 回収結果 630件 (回収率 31.5%)

(2) 調査の結果

①地域で生活する上での現在の困りごと

「街路灯が少ない、照明が暗い」「家が老朽化している」がともに29.4%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」が24.0%、「公共交通機関が利用しにくく買い物や通院に不便」が17.3%となっています。

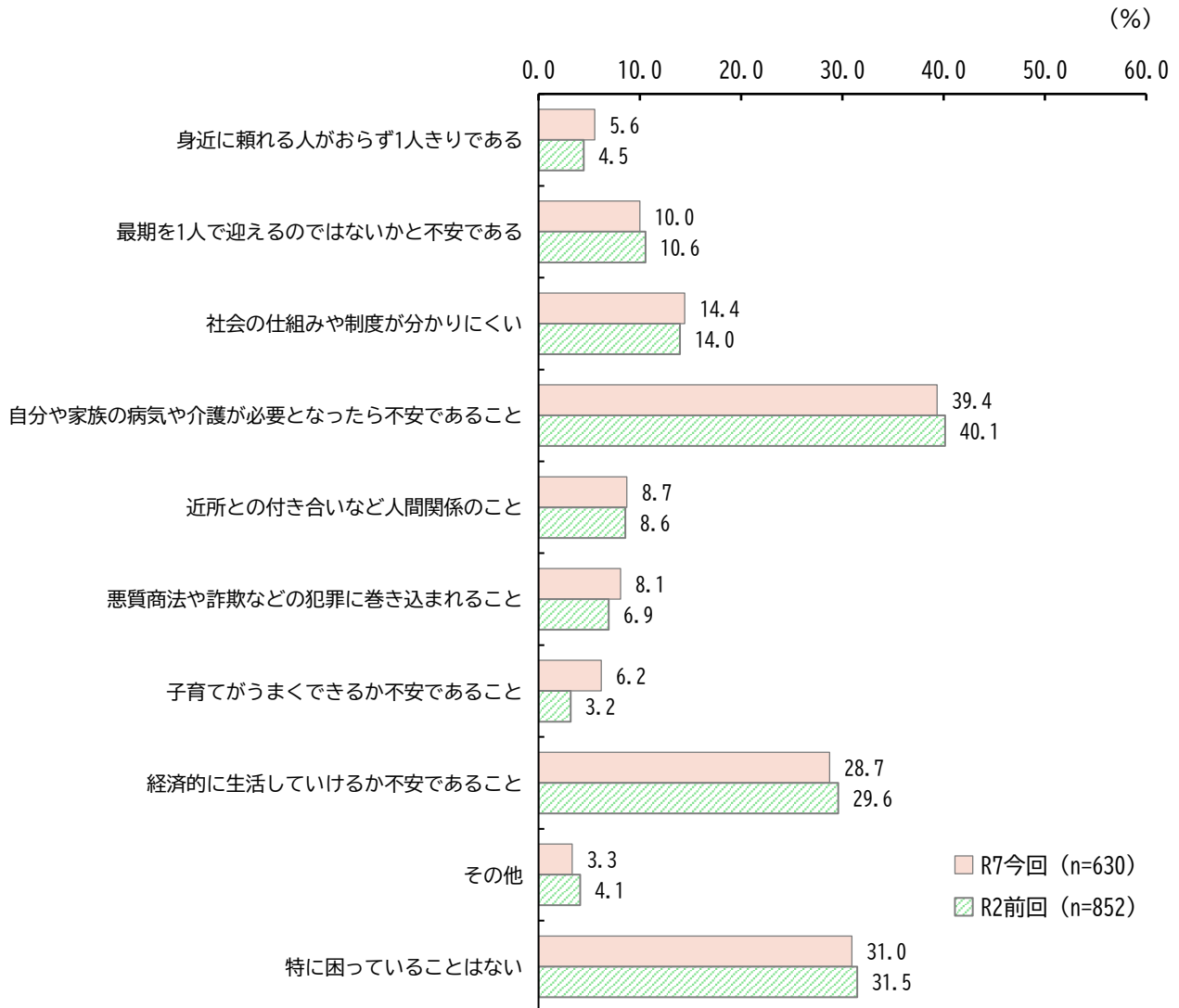
前回調査と比較すると、「家の回りや近所がけ崩れや洪水等の危険箇所がある(災害対策)」「日常気軽に集まれる場所がない」の割合が減少していますが、「公共交通機関が利用しにくく買い物や通院に不便」「福祉・保健等の必要なサービスが身近にない(利用できない)」「医療機関が近くにない」「暮らしや福祉・保健等の制度やサービスについての情報が少ない」「相談窓口がない」等の項目においては前回調査と比較してほとんど変化がみられないことから、今後の地域福祉推進における課題と考えられます。



②地域で生活する上で現在感じている不安

「自分や家族の病気や介護が必要となったら不安であること」が 39.4%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」が 31.0%、「経済的に生活していけるか不安であること」が 28.7%となっています。

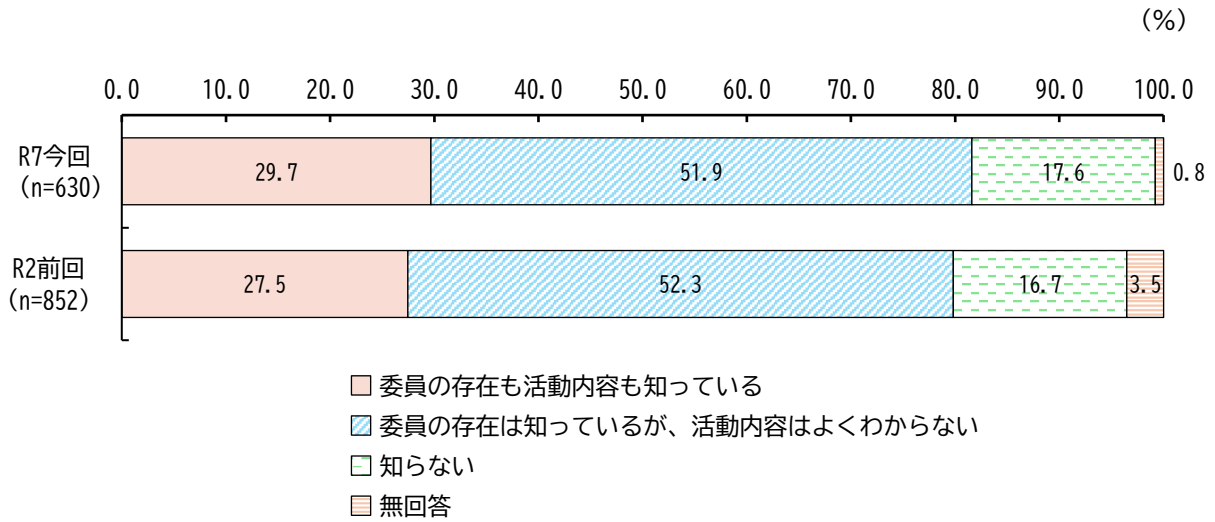
前回調査と比較すると、大きな変化は見られません。



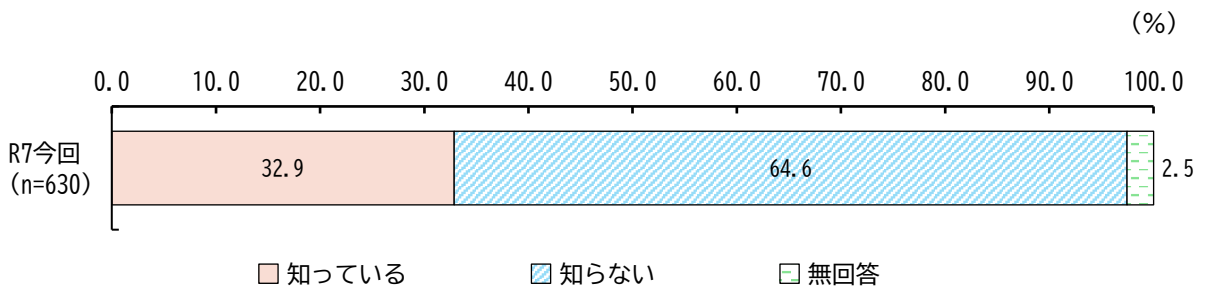
③「民生委員・児童委員」の認知度

「委員の存在は知っているが、活動内容はよくわからない」が 51.9%と最も高く、次いで「委員の存在も活動内容も知っている」が 29.7%、「知らない」が 17.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化は見られません。



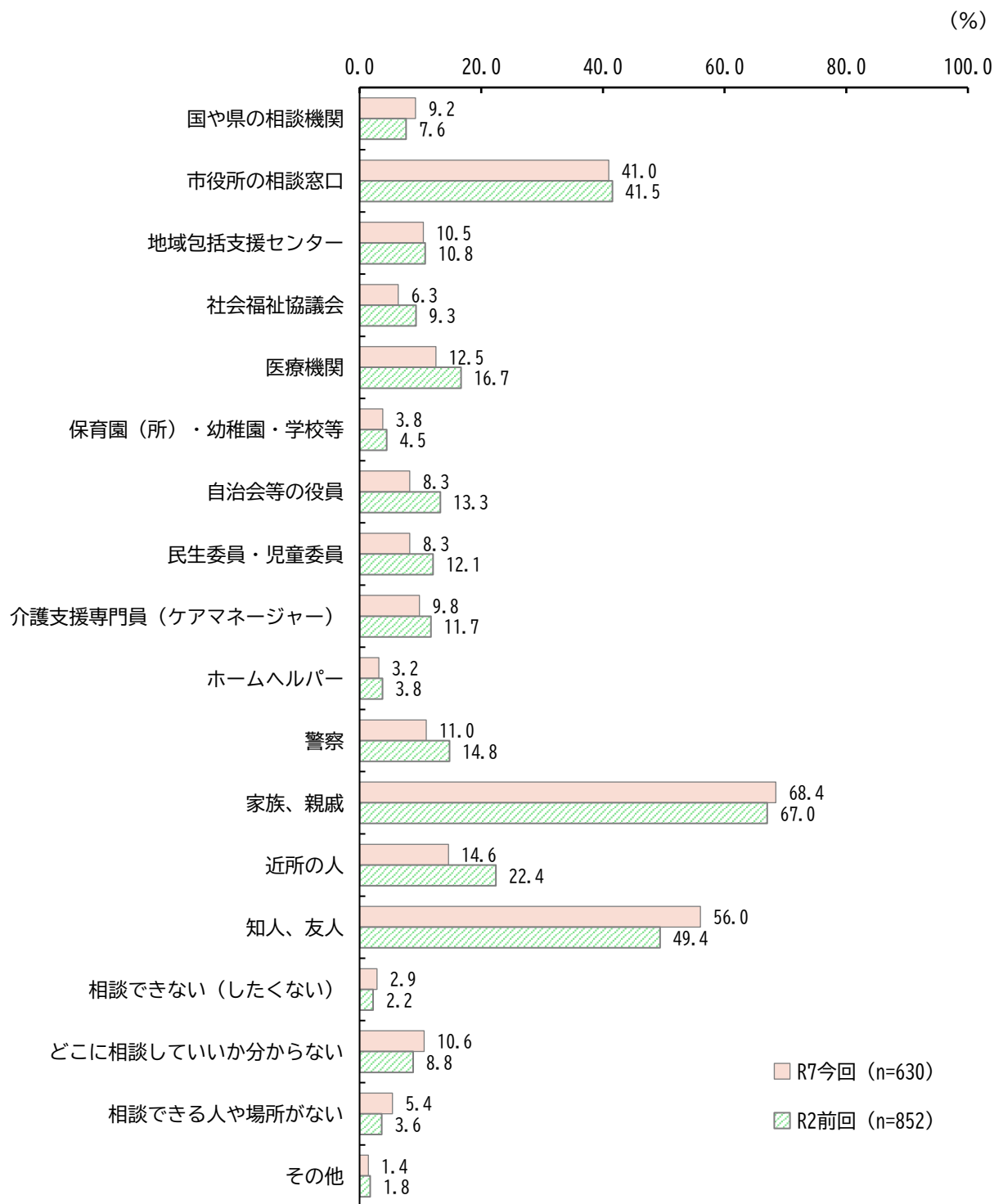
お住まいの地域の民生委員・児童委員の認知度について「知っている」が 32.9%、「知らない」が 64.6%となっています。



④困りごとの相談相手

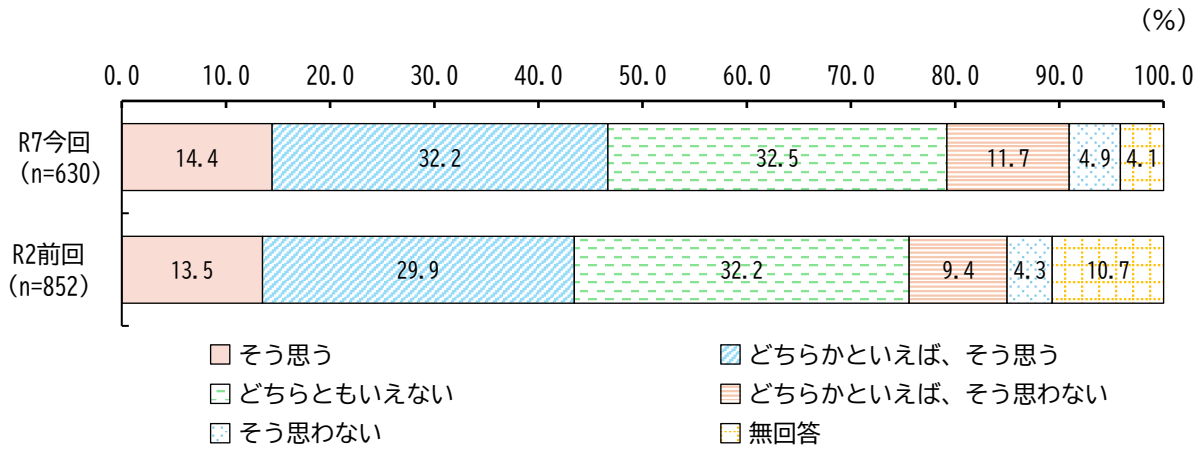
「家族、親戚」が 68.4%と最も高く、次いで「知人、友人」が 56.0%、「市役所の相談窓口」が 41.0% となっています。

前回調査と比較すると、「知人、友人」の割合が増加し、「自治会等の役員」「近所の人」の割合が減少しています。一方、「相談できない(したくない)」「どこに相談していいか分からない」「相談できる人や場所がない」との回答も一定数あり前回調査より微増していることから、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図ることが必要と考えられます。

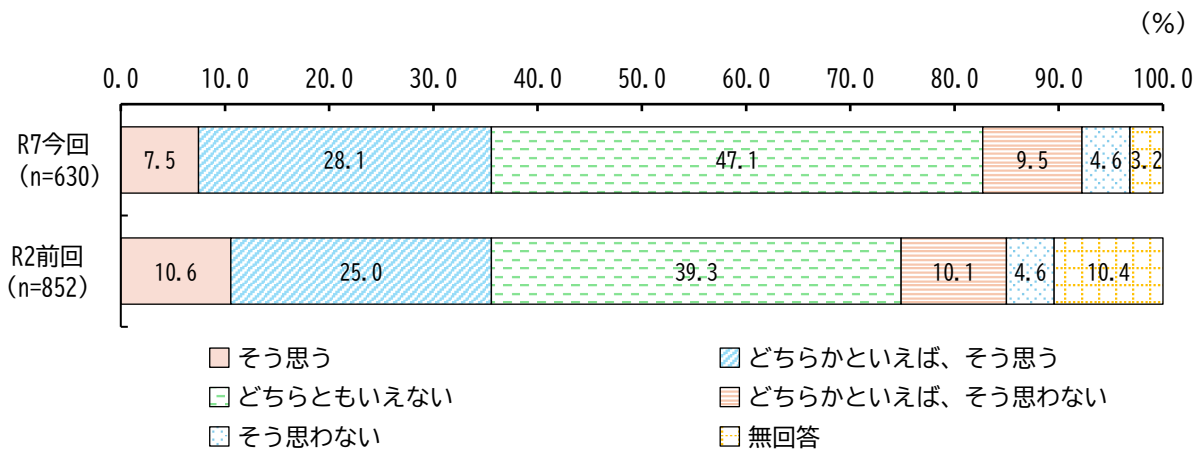


⑤地域とのかかわりについて

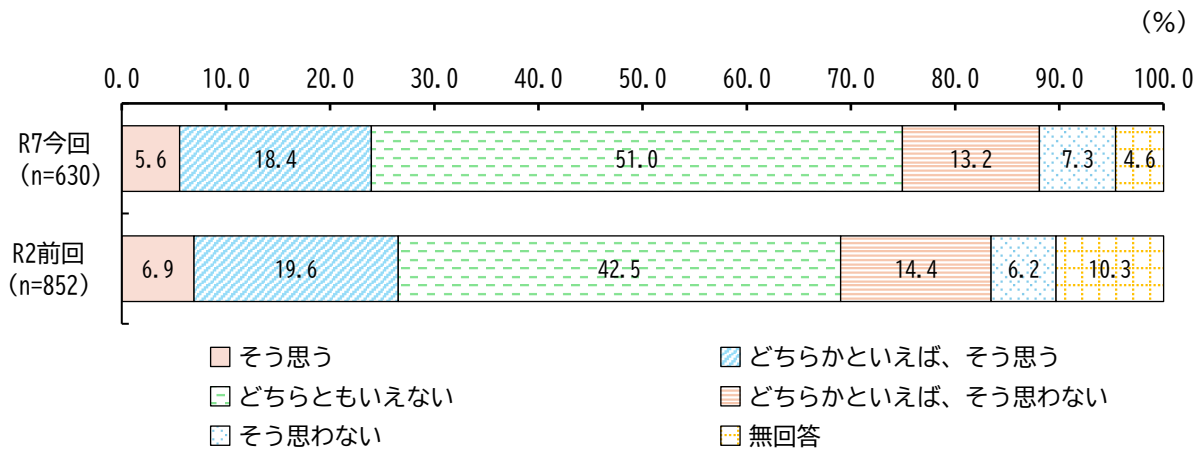
子どもがいきいきと育つための環境の充実度について「どちらともいえない」が 32.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 32.2%、「そう思う」が 14.4%となっています。



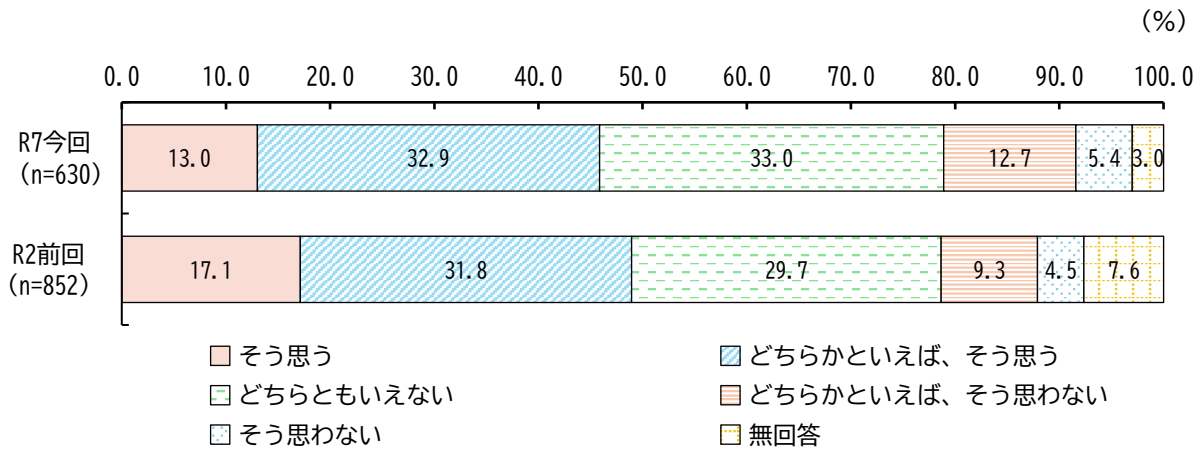
高齢者に対する福祉サービスの充実度について「どちらともいえない」が 47.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 28.1%、「どちらかといえば、そう思わない」が 9.5%となっています。



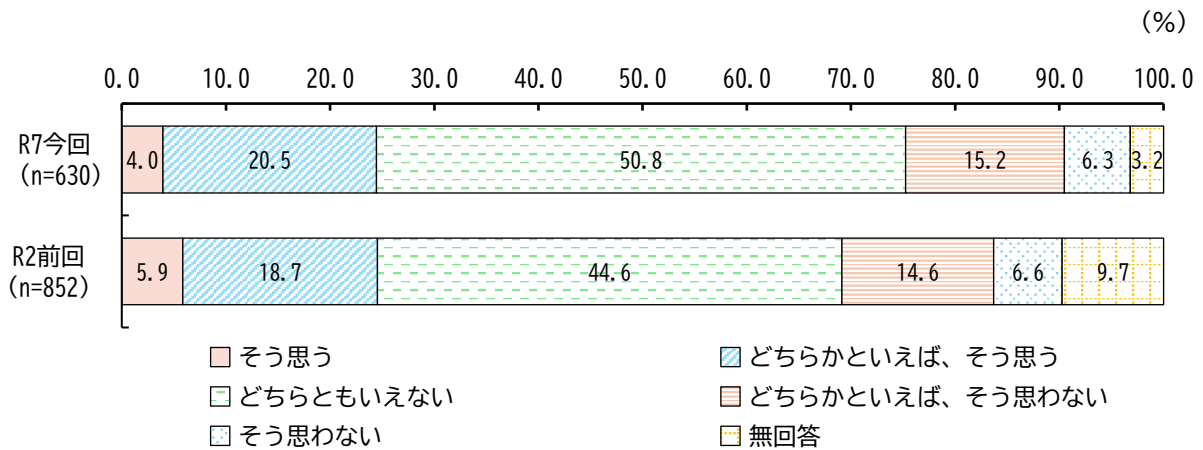
障害のある人に対する福祉サービスの充実度について「どちらともいえない」が 51.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 18.4%、「どちらかといえば、そう思わない」が 13.2%となっています。



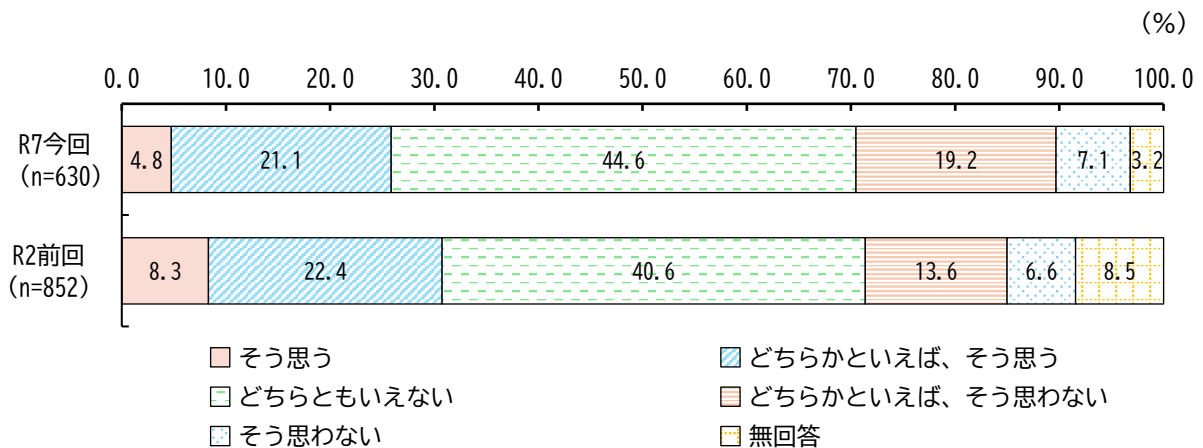
近隣関係の良好度について「どちらともいえない」が 33.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 32.9%、「そう思う」が 13.0%となっています。



市民の福祉活動の積極性について「どちらともいえない」が 50.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 20.5%、「どちらかといえば、そう思わない」が 15.2%となっています。



防災や防犯に対する支援や組織の体制整備について「どちらともいえない」が 44.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 21.1%、「どちらかといえば、そう思わない」が 19.2%となっています。

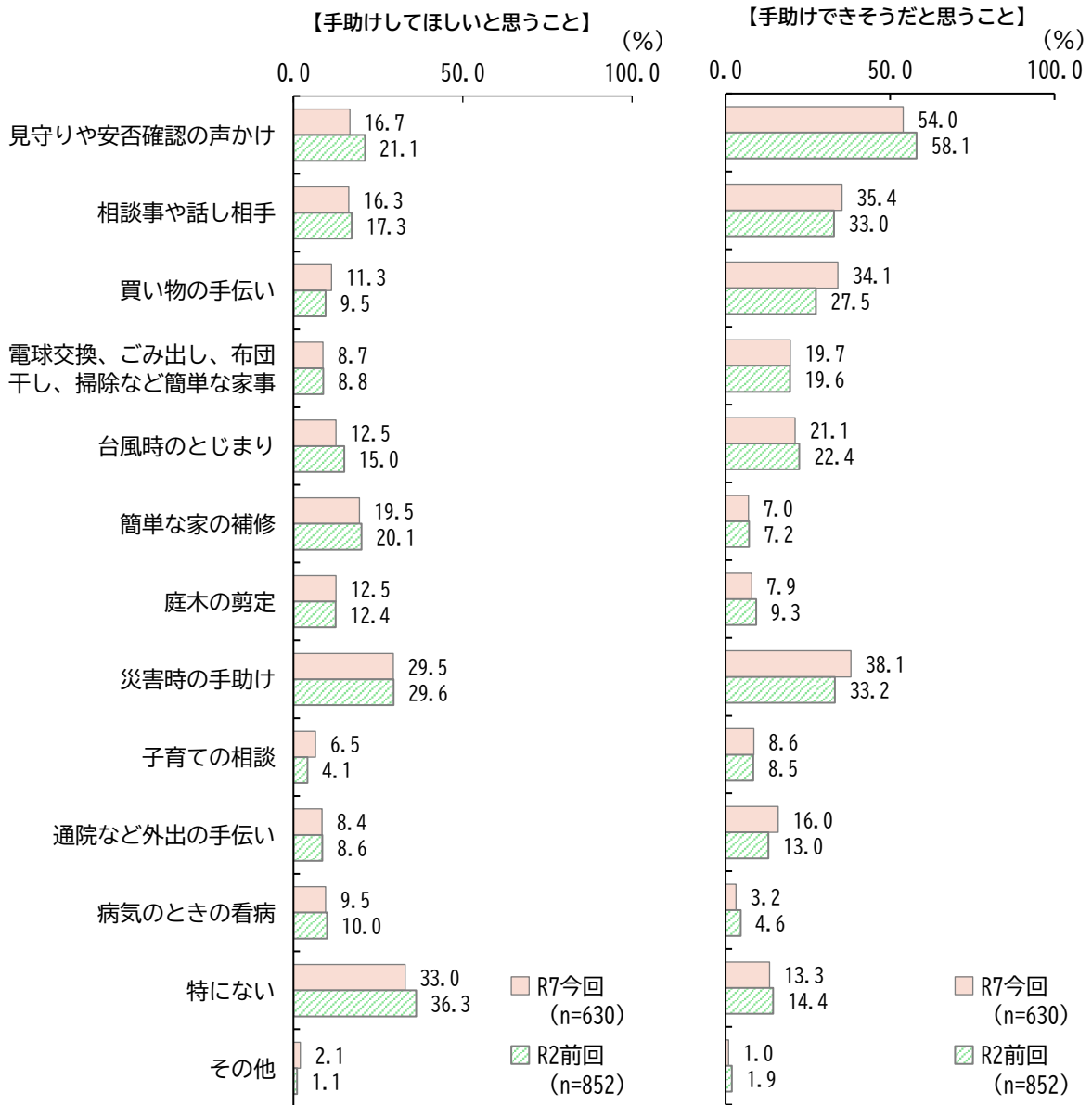


⑥手助けしてほしいことや手助けできること

自分が困っているときに手助けしてほしいと思うことは「特にない」が33.0%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が29.5%、「簡単な家の補修」が19.5%となっています。

近所の人困っているときに、自分が手助けできそうだと思うことは「見守りや安否確認の声かけ」が54.0%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が38.1%、「相談事や話し相手」が35.4%となっています。

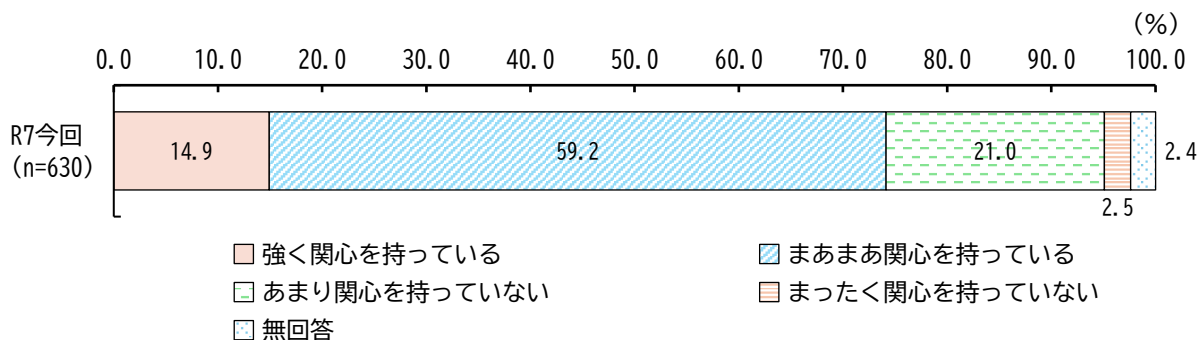
「買い物の手伝い」「電球交換、ごみ出し、布団干し、掃除など簡単な家事」「通院など外出の手伝い」などのちょっとした困りごとに対する要望をもつ人が1割程度いる一方、それらをできそうだと考える人は2～3割程度おり、できそうなことをできることに変える仕組みづくりが必要と考えられます。



⑦福祉に対する関心度

「まあまあ関心を持っている」が 59.2%と最も高く、次いで「あまり関心を持っていない」が 21.0%、「強く関心を持っている」が 14.9%となっています。

年齢別でみると、ほとんどの年齢で「関心を持っている(強く関心を持っている+まあまあ関心を持っている)」の割合が6割を超えており、年齢が上がるにつれ割合が高くなっています。

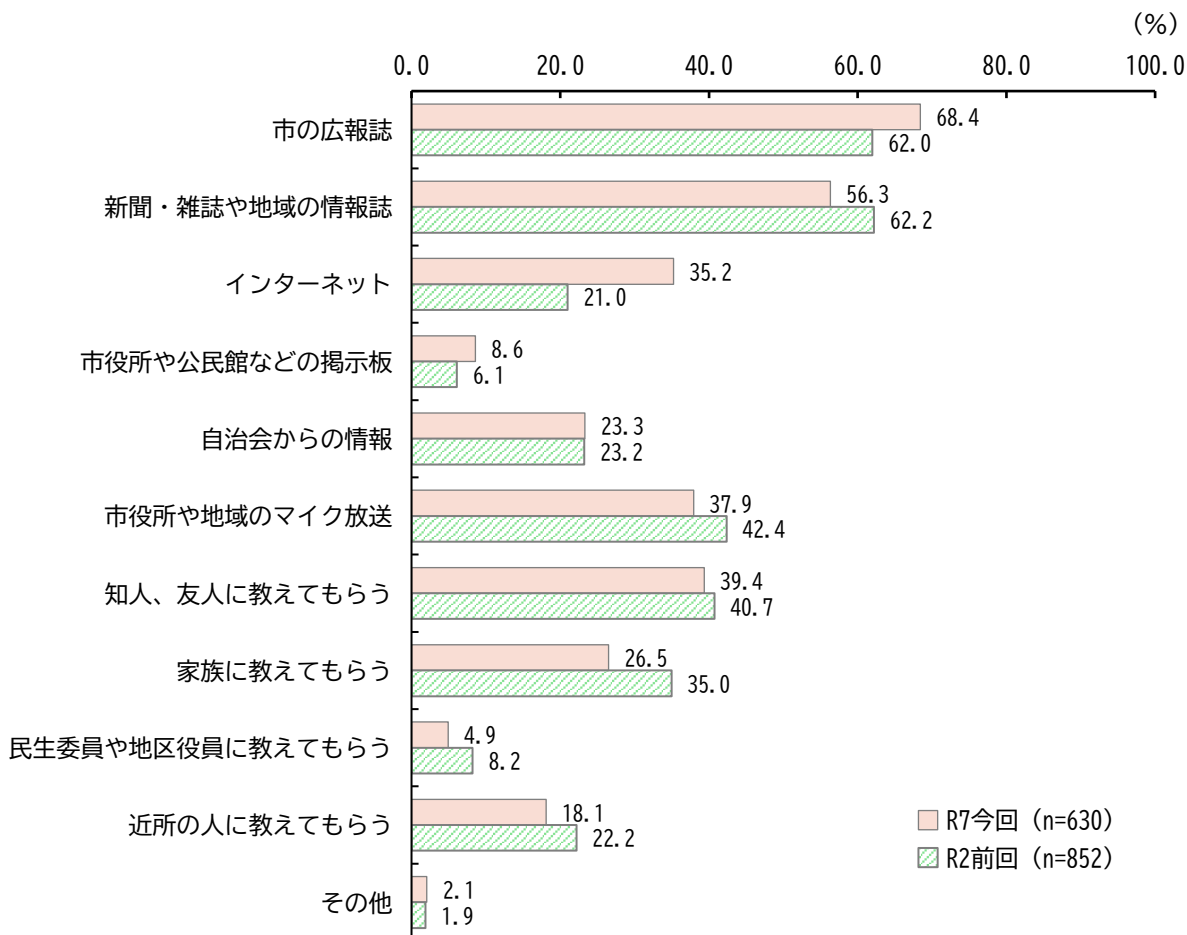


⑧地域の情報の入手方法

「市の広報誌」が 68.4%と最も高く、次いで「新聞・雑誌や地域の情報誌」が 56.3%、「知人、友人に教えてもらう」が 39.4%となっています。

前回調査と比較すると、「市の広報誌」「インターネット」の割合が増加し、「新聞・雑誌や地域の情報誌」「家族に教えてもらう」の割合が減少しています。

性別でみると、「知人、友人に教えてもらう」では「男性」より「女性」が 11.1 ポイント多くなっています。

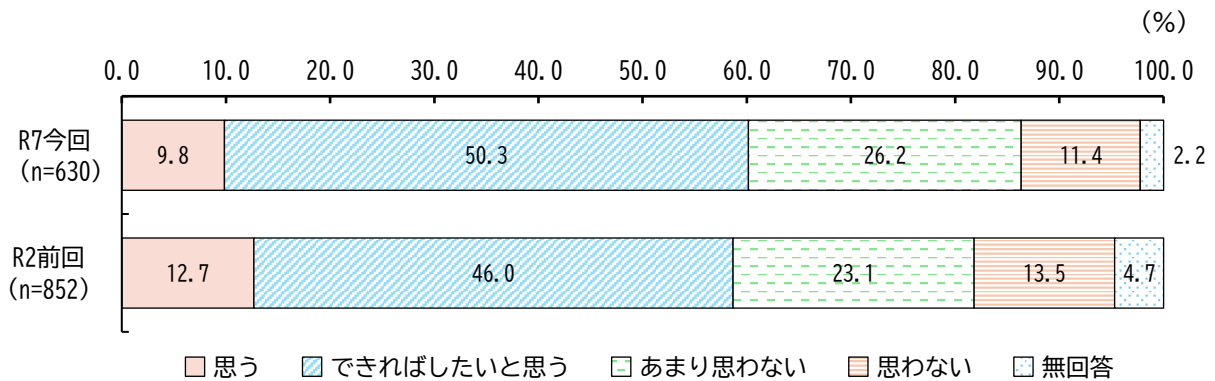


⑨ボランティア活動への参加意向

「できればしたいと思う」が 50.3%と最も高く、次いで「あまり思わない」が 26.2%、「思わない」が 11.4%となっています。

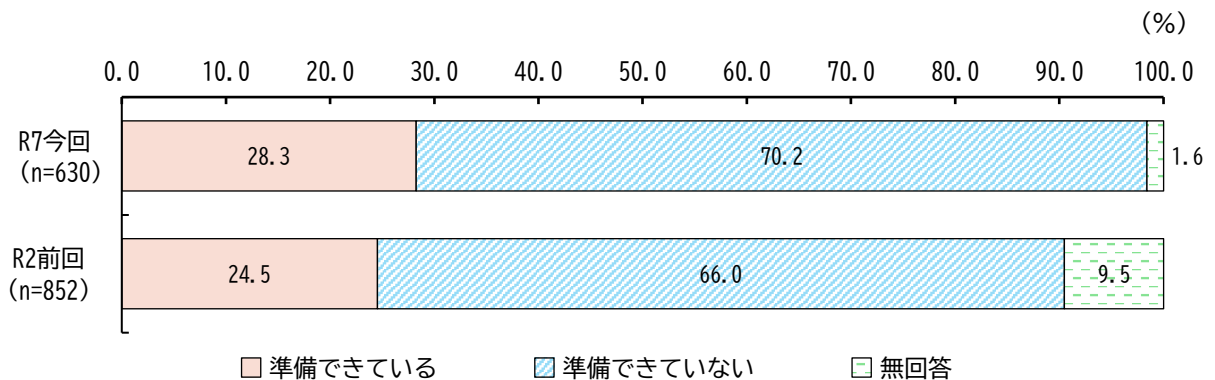
前回調査と比較すると、大きな変化は見られません。

年齢別にみると、「18～29 歳」「30～39 歳」では「できればしたいと思う」の割合が6割を超えており、他の年齢より多くなっています。

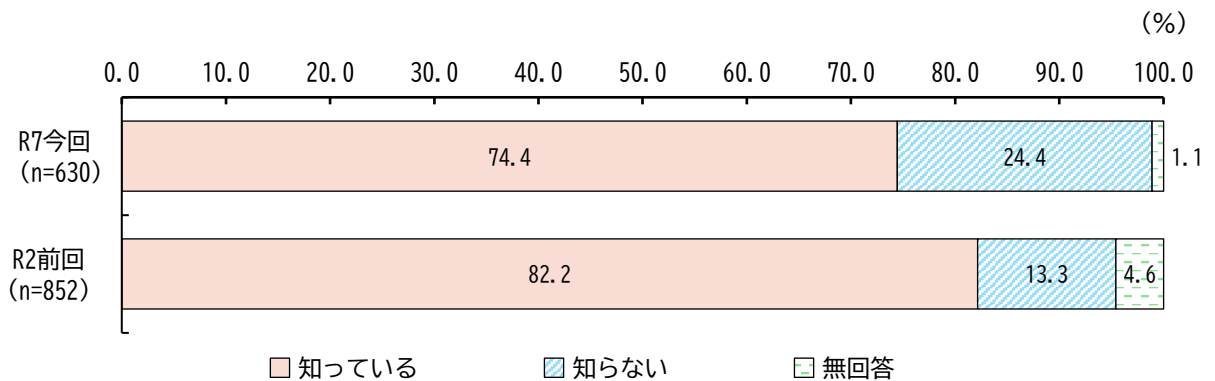


⑩災害時の備えについて

災害時に備えた非常持ち出し用品等の準備について「準備できている」が 28.3%、「準備できていない」が 70.2%となっています。



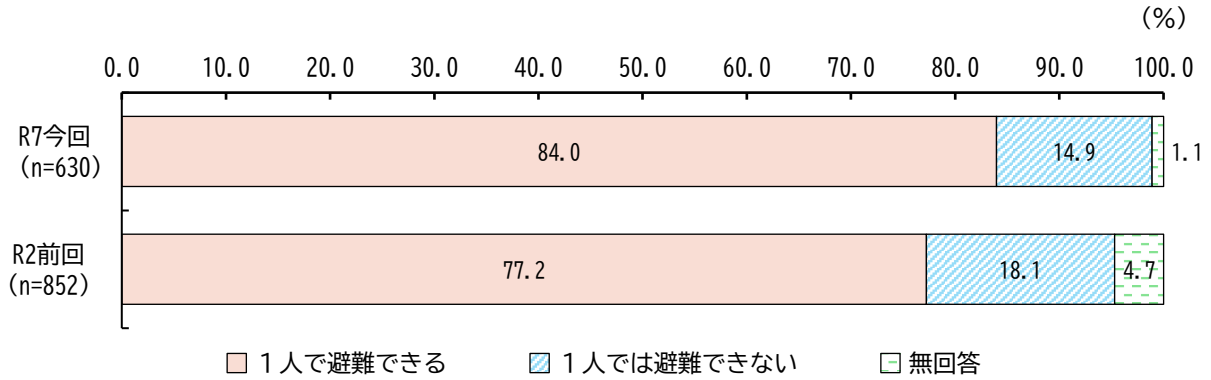
災害時の避難場所の認知について「知っている」が 74.4%、「知らない」が 24.4%となっています。前回調査と比較すると、「知らない」の割合が増加し、「知っている」の割合が減少しています。



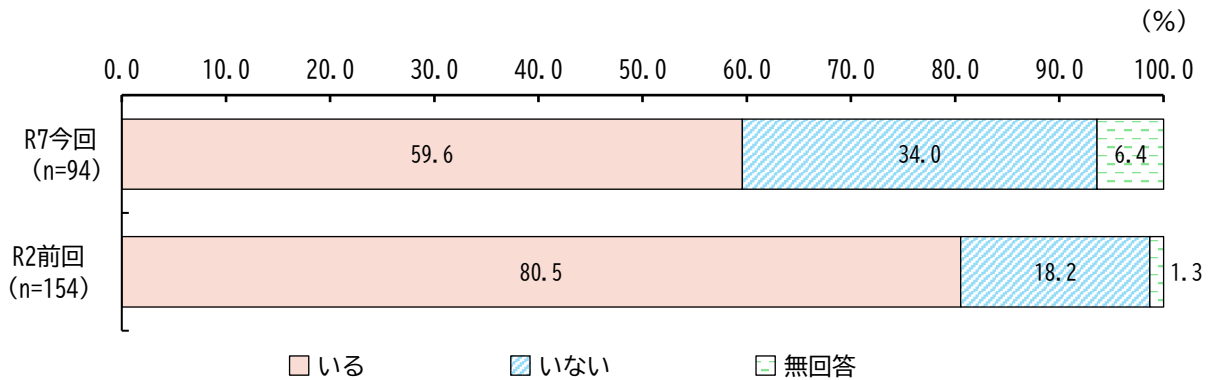
避難場所までの自力避難の可能性について「1人で避難できる」が84.0%、「1人では避難できない」が14.9%となっています。

前回調査と比較すると、「1人で避難できる」の割合が増加しています。

性別でみると、「1人で避難できる」の割合は「女性」より「男性」が11ポイント多くなっています。

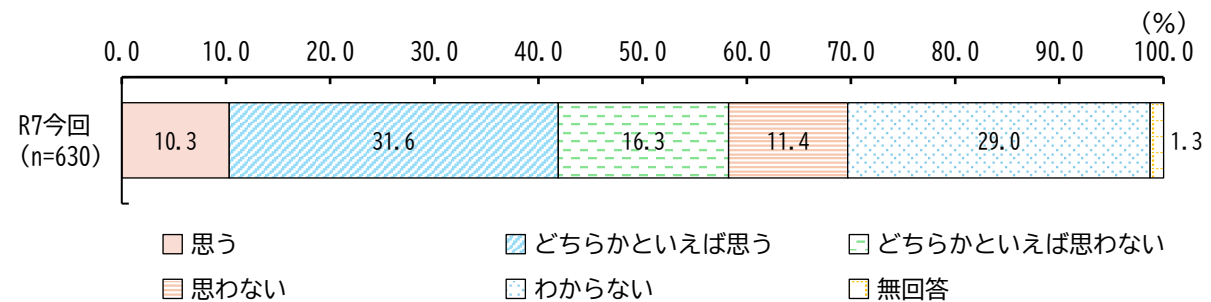


避難する際に手助けを頼める人の有無について「いる」が59.6%、「いない」が34.0%となっています。前回調査と比較すると、「いない」の割合が増加し、「いる」の割合が減少しています。



①地域における再犯防止について

犯罪をした人の立ち直りへの協力について「どちらかといえば思う」が31.6%と最も高く、次いで「わからない」が29.0%、「どちらかといえば思わない」が16.3%となっています。

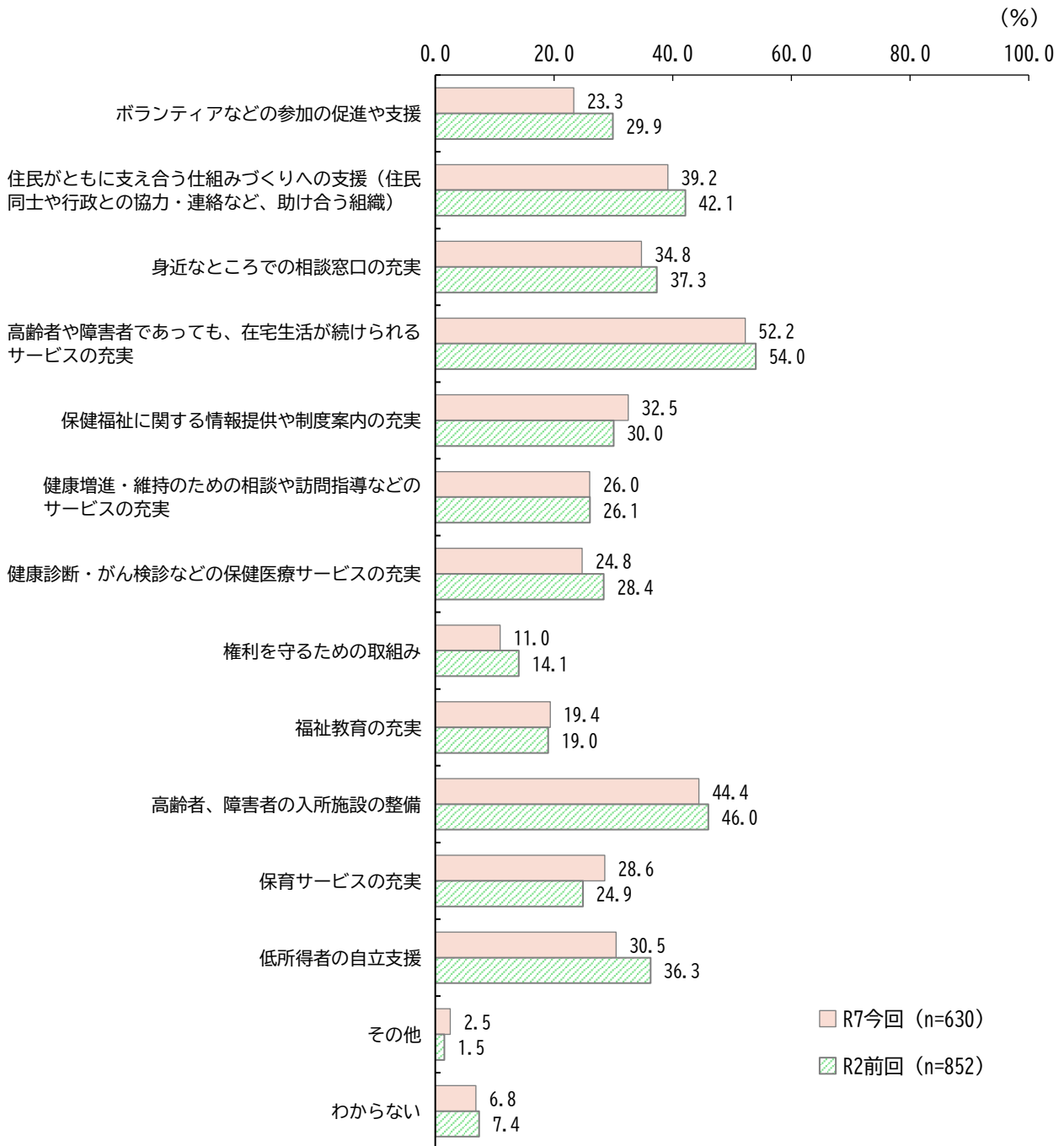


⑫市の福祉施策として特に必要だと思うこと

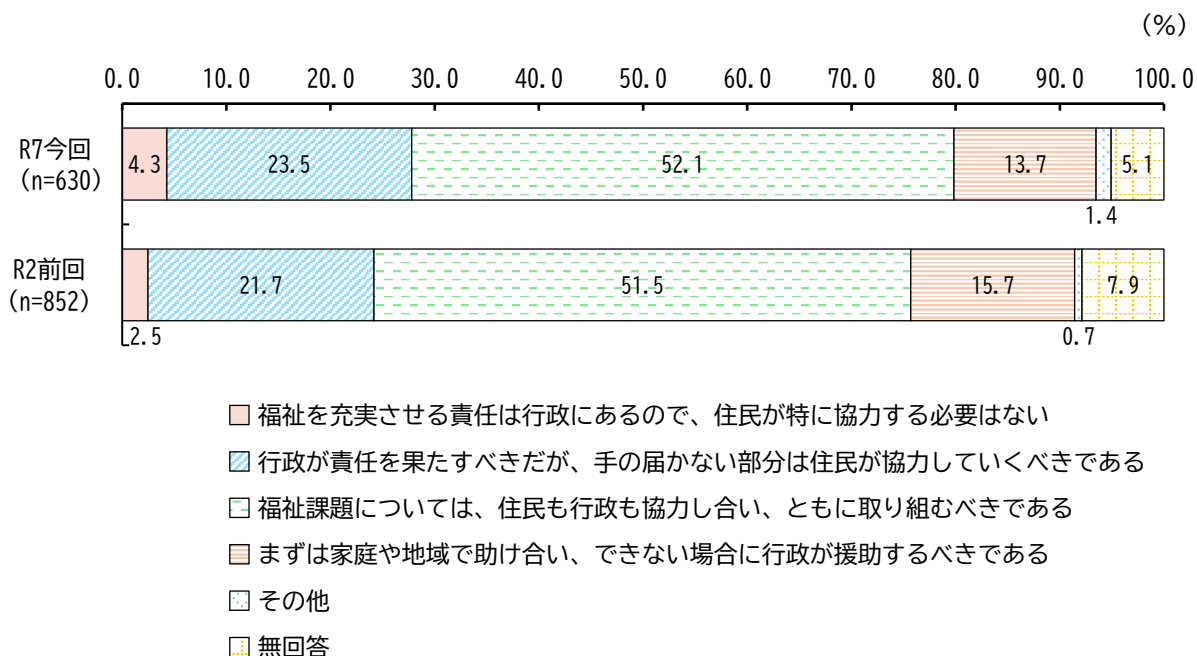
「高齢者や障害者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が52.2%と最も高く、次いで「高齢者、障害者の入所施設の整備」が44.4%、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が39.2%となっています。

前回調査と比較すると、「ボランティアなどの参加の促進や支援」「低所得者の自立支援」の割合が減少しています。

年齢別で見ると、「30～39歳」では「保育サービスの充実」の割合が5割を超えており、他の年齢より多くなっています。



住民と行政のあるべき関係について「福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が52.1%と最も高く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力していくべきである」が23.5%、「まずは家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべきである」が13.7%となっています。



3 地域座談会から見える現状

(1) 座談会の概要

①実施目的

第2期地域福祉計画の策定に向けて、地域生活課題の把握と解決策の検討を進め、住民が主体となって地域課題を多角的に捉え、実効性ある計画策定を目指すとともに、地域参加の機会を広げることを目的として実施しました。

②実施日程・場所

地区	開催日時	場所
笠利	令和7年8月14日(木)	ふれあいの郷
伊津部	令和7年9月8日(月)	上佐大熊集会所
奄美	令和7年9月16日(火)	新川ふれあい館
上方	令和7年9月18日(木)	有屋公民館
古見方	令和7年9月24日(水)	西田公民館
金久	令和7年9月25日(木)	奄美市役所6階会議室
下方	令和7年9月26日(金)	小宿公民館
住用	令和7年9月29日(月)	住用公民館

③実施手法

グループワーク形式等での意見交換を行いました。



(2) 地域座談会の意見まとめ

◆良いところ

地域活動・伝統行事

- ・八月踊り、夏祭り、運動会、舟こぎ大会など、伝統行事や地域イベントが盛ん
- ・老人クラブ、婦人会、青年団など世代別の組織が活動

高齢者・子ども支援

- ・子ども食堂や見守り隊、体操教室などが各地区で継続
- ・高齢者が元気で地域活動に積極的

地域のつながり

- ・挨拶や声かけ文化が根付いている
- ・世代間交流が自然に行われている

自然・環境

- ・海、山、川、マングローブなど自然が豊か
- ・美化活動や花植えが盛んで、環境が整っている

生活利便性

- ・病院、学校、スーパー、バスなど生活基盤が近くにある地区が多い

◆困っていること

高齢化・孤立

- ・独居高齢者が増加し、見守りが必要
- ・高齢者の買い物、通院が困難

自治会・地域活動の課題

- ・担い手不足、役員の固定化
- ・若者や転入者の参加が少ない
- ・行事や清掃活動の参加率が低下

空き家・環境問題

- ・空き家の増加、草木の繁茂、台風時の危険
- ・ゴミ出しルール違反

交通・インフラの不便

- ・バスの便が少ない、バス停の表示が分かりにくい
- ・街灯不足、防災放送が聞こえない
- ・道路の狭さや老朽化

生活利便性の低下

- ・商店やガソリンスタンドの減少
- ・子どもの遊び場不足

◆行政に求めること

地域活動・福祉支援

- ・民生委員の増員や欠員対応
- ・子ども食堂や交流拠点の整備

交通・インフラ改善

- ・バス停の整備(ベンチ、屋根、表示)
- ・バス、タクシー支援制度の拡充
- ・街灯や防災無線の整備及び設置

空き家対策

- ・解体、草刈り、利活用の推進
- ・所有者情報の共有

地域施設整備

- ・集会場や公園の整備
- ・老朽化施設の修繕支援

情報共有

- ・行政と住民の意見交換会やタウンミーティング
- ・広報の充実(紙媒体)

◆自分たちにできること

美化・清掃活動

- ・ゴミ拾い、草刈り、花植え、道路整備

見守り・交流

- ・高齢者や子どもへの声かけ、安否確認
- ・サロンやおしゃべり会の開催

地域行事・文化継承

- ・八月踊りなどの祭りの継続
- ・学校行事への協力

自主的な組織づくり

- ・ボランティア組織の立ち上げ
- ・PTAと地域活動の連携

情報共有

- ・困りごとや地域資源の情報交換
- ・イベントなどの企画

◆その他

安全・安心な暮らし

- ・子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域に

地域のつながり

- ・挨拶や声かけが自然にできる、支え合える地区に

若者・子どもが増える地域

- ・若者が住みやすく、子どもの声が聞こえる街に

伝統と文化の継承

- ・八月踊りなどの祭りを守り、誇りある地域に

自然と調和した暮らし

- ・豊かな自然を活かし、幸せを感じられる場所に

(3) 地域座談会の主な意見

①金久地区

地域の良いところ

- ・ 隣近所での声かけやあいさつが活発
- ・ 高齢者と子どもたちが一緒にイベント（ハロウィン、豆まきなど）を楽しんでいる
- ・ 顔見知りが多く、安心感がある
- ・ 自治会がコンパクトで参加が強制ではなく、配慮されている
- ・ 地域行事（夏祭り、六月灯、奄美まつりパレードなど）が盛ん
- ・ 老人会や婦人会の活動等、地域のつながりがある
- ・ 屋仁川見守り隊や青パトによる子どもの見守り活動
- ・ 子ども食堂を自主的に運営
- ・ 健康教室や体操教室が開催されている
- ・ 津波避難ビルがある
- ・ ゴミが少なく、清掃活動が自主的に行われている
- ・ 公共交通機関（バス・タクシー）の便が良い
- ・ スーパー、文化センター、銀行、教会などが近くにあり便利

地域の困りごと

- ・ 高齢者や単身者が増加し、見守りが必要
- ・ 一人暮らしの若者も多く、孤立予備軍がいる
- ・ 自治会がない地区がある
- ・ 民生委員が不在の地区がある
- ・ 役員の担い手が固定化し、辞めづらい
- ・ 若者と高齢者の話し合いの場がない
- ・ 空き家が多く、住民の顔が見えない
- ・ 路肩の雑草が放置されている
- ・ ゴミ出しのルールが守られていない
- ・ 猫の問題や交通マナーの悪さ
- ・ 歩道の段差が分かりづらく危険
- ・ 消火栓が届かない場所があり、火災時に不安
- ・ 防災放送が聞こえない家庭がある
- ・ 子どもたちが外で遊べる場所が少ない

行政に求めること

- ・ 空き家の解体や草刈りの実施
- ・ 防災無線や光るインターホンの設置
- ・ 高齢者への交通支援（タクシー・バスチケット）
- ・ ボランティア募集の掲示やHPの整備
- ・ 地域住民が気軽に参加できるイベントの企画
- ・ 民生委員・自治会がない地域への支援
- ・ 申請書類の簡素化と補助金制度の周知
- ・ 避難経路の草刈り優先実施
- ・ 公園の整備（ボール遊びの安全確保など）
- ・ 地域住民との意見交換会の開催
- ・ タウンミーティングやアンケートによる課題把握

自分たちでできること

- ・ ゴミ拾いや清掃活動を定期的に行う
- ・ 小さな自治会をつくる
- ・ イベント（防災、清掃など）を企画する
- ・ 街灯代をイベントで補う
- ・ 高齢者との体操や交流の場をつくる
- ・ 見守りや声かけを続ける
- ・ 地域で必要なボランティア活動に参加する
- ・ 歴史的建物を大切にする
- ・ P T A活動と地域活動の連携
- ・ 簡単な買い物支援や庭の手入れ
- ・ お茶会などで困りごとを聞く場をつくる

②伊津部地区

地域の良いところ

- ・ゴミ収集場がきれい
- ・公園の草刈りや清掃活動を各自で実施
- ・美化活動が定期的に行われ、コミュニケーションの場にもなっている
- ・健康意識の高い住民が多く、散歩やランニングをしている人が多い
- ・当番制で火の用心活動を実施している
- ・自治会主催のグラウンドゴルフ大会を定期的に関催
- ・自衛隊官舎ができて人が増えた
- ・手作りの祭りを住民全員で開催
- ・高齢者が相談できる場所がある
- ・入院状況の一報が入り、助け合いがある
- ・長年住んでいる住民が多く、助け合いがある
- ・子どもの「かけこみ小屋」になる駄菓子屋がある
- ・昔なじみの人同士で挨拶できる間柄
- ・隣近所との情報交換がある
- ・地域健康教室が継続されている
- ・コロナで止まっていた敬老会が再開
- ・病院、学校、保育所が徒歩圏内
- ・公園が多く、大きなものもある

地域の困りごと

- ・バスが利用しにくい
- ・集会所がない
- ・危険家屋が多い
- ・階段のある住宅が高齢者にはつらい
- ・高齢者が多いが、集まる場所がない
- ・街灯がなく暗い場所がある
- ・公園が荒れている
- ・山手の自宅では土砂災害の危険がある
- ・自治会がない、または自治会長の後任が見つからない
- ・近所づきあいが減少している
- ・住民の高齢化が進んでいる
- ・イベントの実施が難しくなっている
- ・団地内にちょっとしたお店がない

行政に求めること

- ・民生委員の欠員があるため、早急な対応を望む
- ・自治会運営の立て直しを支援してほしい（最初の一步を）
- ・小さい自治体をまとめて対象地区を広げて活動してみてもいい
- ・住民交流を促進してほしい
- ・自衛隊も巻き込んで、子育て世代を含めたイベントや集まる機会を作ってほしい
- ・奄美まつりなどの協賛は、寄付だけでなく人材派遣も含めてほしい
- ・行政と地域で意見交換・情報共有の機会を設けてほしい
- ・街灯の設置（暗い場所がある）
- ・バーベキューができる場所の整備（水道の設置も含む）
- ・バスの標示を見やすくして、利用率を上げてほしい
- ・買い物などの移動支援バスの導入
- ・健康維持している高齢者が楽しみながら活動できるよう、ポイント制度などのサポート

自分たちでできること

- ・ゴミを捨てない、きれいな街づくりを大人も子どもも一緒に考える
- ・外灯を一つずつ設置していく
- ・ご近所さんの様子を確認する
- ・顔の見える関係をつくるため、地域行事に参加・運営する
- ・通学中の子どもたちに声かけをする
- ・情報交換会を開催（民生委員・行政・事業所などと連携）
- ・人のこと、町のこと、困りごとなどの情報を共有する

③奄美地区

地域の良いところ

- ・ イベントを通じて顔見知りが増え、人間関係が広がっている
- ・ 子どもまつり・秋まつりなど、ふれあい館を中心に子どもから大人まで参加できる行事がある
- ・ 月2回、高齢者が体操やグラウンドゴルフを通じて健康づくりと交流をしている
- ・ 老人クラブ活動が活発で、自然に囲まれた環境で元気に過ごしている
- ・ 学校、病院、図書館、郵便局などが近くにある
- ・ 学校行事に地域の人が多く参加している
- ・ 地域支え合い活動やふれあい食堂が広がっている
- ・ 保育所や福祉施設もイベントに参加している
- ・ 自然との共存、地産地消を大切にしている
- ・ 認知症の方への見守り活動も行われている
- ・ 市民の声が行政に届けやすいと感じている

地域の困りごと

- ・ 高齢者が多く、地域に子どもが少なくなっている
- ・ 高齢者や一人暮らしの人が増え、見守りが必要
- ・ 地域の祭りや行事の実施が困難になっている
- ・ 自治会がない地域がある
- ・ 自治会の役員のなり手がいない
- ・ 若い人が自治会活動に参加しにくい
- ・ 自主防災組織がつかれない環境
- ・ 防災訓練への参加者が少ない
- ・ 町内会や老人クラブの活動が衰退している
- ・ 困っている人（貧困・障害など）への専門的な支援が不足している・民生委員が不在の地域がある
- ・ 地域にお店がなくなり、買い物が不便
- ・ 防災無線が聞き取れず、災害時の連絡が届かない不安がある
- ・ 空き家が多い
- ・ 放置された回転灯やバイクなどがある

行政に求めること

- ・ 子育て世代や高齢者が交流できる場の整備
- ・ 町別に集会場が欲しい（大きなくてよい）
- ・ 空き家をリフォームして貸し出し、お茶会場などに活用してほしい
- ・ バス停の表示を見やすくして、利用率を上げてほしい
- ・ 広場や公園の整備・維持が不十分で、育児の場が少ない
- ・ 雑草の除去や歩道の整備
- ・ ガードレールの不備への対応
- ・ 道路に街灯がなく、暗い地域があるため安全対策が必要
- ・ 時計がないため、子どもたちが困っている
- ・ 空き家や壊れそうな家の放置に対して、行政が声かけ・対処してほしい
- ・ 放置された自転車などは期限切れ後すぐ撤去してほしい
- ・ 民生委員のなり手がいないため、地域の人と一緒に考えてほしい
- ・ クルーズ船の入港を奄美市民で共有できる体制づくり
- ・ 児童数が減少しているため、校舎の活用を検討してほしい（奄美小学校）

自分たちでできること

- ・ 散歩を兼ねて地域防犯活動を行う
- ・ 小人数での見守りや清掃活動
- ・ 公園の手入れや放置自転車の撤去の手伝い
- ・ 独居老人の楽しみをつくる
- ・ 健康づくりの体操教室を続ける
- ・ 子どもたちへの読み聞かせ
- ・ 帰宅時の見守り活動
- ・ 高校・小学校・保育所との連携で交流の場をつくる
- ・ 自治会がない地域では新しい形のコミュニティの場をつくる
- ・ イベントを通して自治会活動への呼びかけ
- ・ 顔見知りを増やし、声かけできる関係をつくる
- ・ 要援護者の把握
- ・ 地域の課題を一緒に考える
- ・ 地域の歴史や価値を次世代に残す
- ・ 多様なニーズに添ったイベントやサービスをつくる
- ・ 地区体育協会との連携

④上方地区

地域の良いところ

- ・地域行事（八月踊り、敬老相撲、運動会など）が盛んで、伝統行事が年代別に継承されている
- ・毎月執行部会を実施し、町内報を作成・配布して情報共有している
- ・市民清掃日に各団体が場所を決めて清掃活動を行っている
- ・地域の協力体制が充実しており、団結力がある
- ・スポーツ少年団の活動が活発
- ・町内会・老人クラブ・育成会がそれぞれの役割を果たし、行事が円滑に運営されている
- ・一戸建て世帯が多く、安定した生活環境があり安心して暮らせる
- ・児童の教育活動に地域が積極的に協力している
- ・健康教室、カラオケ、グラウンドゴルフ、サロンなど地域活動が盛ん
- ・横断歩道を渡ったあとに礼をする子どもたちの姿が見られる
- ・街路樹にランを共生させる「ラン育て隊」ボランティアが活動中
- ・見守り隊の活動が定着し、地域の安全に貢献している
- ・高齢者の情報提供や困りごとの共有・協力体制ができています
- ・新しい町で昔からのしきたりがなく、地域に気軽に入りやすい

地域の困りごと

- ・災害時の高齢者対応に不安がある（避難場所の方向性が定まらない、避難場所がない）
- ・一人暮らしの高齢者が多く、声かけや見守りが難しい
- ・自立している高齢者ほど支援を遠慮しがち（特に女性）
- ・日常生活で悩みを相談できず、閉じこもってしまう人がいる
- ・地域活動への参加者が減少している
- ・地域の方向性や意見がまとまりにくい
- ・バスの便が不便になり、病院受診や買い物の交通費が高額に
- ・街灯が少なく、登下校時の安全確保に不安がある
- ・集会所が老朽化・狭小で不便
- ・マンションが増えているが、住民同士のつながりが少ない
- ・防災活動や避難訓練への関心が低い
- ・他地区からのゴミ出しが多く、ゴミステーションがいっぱいになる

行政に求めること

- ・困っている人の情報を把握しづらいため、情報提供の仕組みを整えてほしい
- ・健康づくり推進員、町内会の見守り、民生委員などの支援者同士の横のつながりが弱いため、共有方法や支援体制の整備を検討してほしい
- ・地域の活動をもっとアピールしてほしい
- ・身近に集まれる集会場の設置を希望
- ・市の情報をネットだけでなく、紙媒体でも提供してほしい（従来通り）

自分たちでできること

- ・七夕の飾りづくりなど、季節行事への参加を促す
- ・子どもと高齢者が交流する機会をつくり、文化を伝承する
- ・集会場および周辺の定期清掃やゴミステーションの掃除、市民清掃への参加
- ・緑地のゴミ拾いなど、地域貢献活動（青パト活動）
- ・朝のあいさつ運動を実施
- ・防犯灯の設置を進める
- ・他町との交流を図り、コロナ明けのつながりを再構築する
- ・地域の現状を伝える手段をつくる
- ・出来る範囲で助け合う
- ・公民館で月1回のおしゃべり会を開催する
- ・有償ボランティアの組織をつくる
- ・カラオケ同好会を立ち上げる

⑤下方地区

地域の良いところ

- ・ 地域活動が盛んで、伝統行事が引き継がれている（夏祭り、運動会、もちつき大会など）
- ・ 自治会・集落・施設との連携がある
- ・ 顔見知りが多く、挨拶を交わす文化がある
- ・ 小中学校や駐在所との交流がある
- ・ 登校時の見守り活動が活発
- ・ 老人クラブや婦人会、青年団の活動が盛ん
- ・ 世代間交流が行事を通じて生まれている
- ・ 高齢者の体操教室（週1回）、定例会（2ヶ月に1回）などがある
- ・ 地域の情報がスピーディーに共有される
- ・ 高齢者の助言や支え合いの文化がある
- ・ 学童保育や子ども食堂、ラジオ体操などの活動がある
- ・ 子育て世帯や海外からの転入者も増えている
- ・ 海や川が近く、自然に囲まれている
- ・ 公園や運動施設、病院、スーパー、郵便局などが近くにあり便利
- ・ 環境美化活動に協力的で、家の周りにゴミがない
- ・ 防災組織がしっかりしている

地域の困りごと

- ・ 高齢者や独居世帯が増加し、見守りが必要
- ・ 高齢者宅を訪問しても不在が多く、つながりにくい
- ・ 高齢者の買い物や通院が困難（免許返納後など）
- ・ 隣近所との交流が減少している
- ・ 会議や行事に参加しない住民が増えている
- ・ 空き家対策が進まず、雑草や安全面で問題
- ・ 個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい
- ・ バスの便が少なく、交通手段が限られている
- ・ バス停の表示が分かりにくい、ベンチがない
- ・ 消火栓が届かない場所があり、火災時に不安
- ・ 防災放送が聞こえない家庭がある

行政に求めること

- ・ 公共交通機関の充実（乗り合いタクシーなど）
- ・ 空き家対策の推進と所有者情報の共有
- ・ 草木の除去や海岸清掃への支援
- ・ バス停の表示改善とベンチ設置
- ・ 防災放送の改善（各家庭に子機設置、光るインターホンなど）
- ・ 高齢者食堂の設置
- ・ 市営・県営住宅の5階を垂直避難場所に
- ・ 地域役員会への行政の参加と実情把握
- ・ 地域課題を住民と一緒に考える機会の創出
- ・ 地域の声を市長が直接聞くタウンミーティングの継続
- ・ 各課の事業を庁内で共有し、自治会に提示してほしい

自分たちでできること

- ・ 高齢者や独居老人への声かけ・訪問・買い物支援
- ・ 子どもたちへの挨拶・見守り
- ・ 地域行事や自治会活動への参加
- ・ 防火活動・災害時の避難支援
- ・ 地域体操教室や勉強会への参加呼びかけ
- ・ P T Aと地域活動の連携強化
- ・ 美化活動（庭の手入れ、ゴミ捨て場の管理）
- ・ 子ども食堂の運営支援
- ・ 有償ボランティアの周知と活用
- ・ 幅広い世代が交流できる場づくり
- ・ 義務感に縛られない地域づくり
- ・ 「住んでよかった」と思える地区にする

⑥古見方地区

地域の良いところ

- ・ 八月踊りや舟こぎ大会など、伝統行事が継承されている
- ・ 健康体操を実施している
- ・ 水土里サークルや美化活動が活発
- ・ 市民清掃の参加者は減っているが、自主的に清掃する人が多い
- ・ 農水路の保全、農道・農地の伐採・整備など地域で協力して行っている
- ・ 高齢者が自家用野菜を育てたり、働いている
- ・ 若い人たちによる助け合いの精神が強い
- ・ 隣近所での声かけや助け合い（食事など）が自然に行われている
- ・ 転入者（Uターン・Iターン）の受け入れが親切
小さい子どもたちは「集落の宝」として大切にされている
- ・ 昔からの馴染みの関係が続いている
- ・ 世帯数が少なく一人ひとりの状況を把握しやすい
- ・ 顔見知りが多く、話しやすい雰囲気
- ・ サロン活動が9ヶ所中8ヶ所で継続中
- ・ 自然が豊かで、野鳥のさえずりが聞こえる
- ・ 朝日が昇る輝く集落
- ・ 自然に囲まれ、空気がきれい
- ・ 物々交換（野菜など）も行われている

地域の困りごと

- ・ 独居高齢者が多く、災害時の避難が心配
- ・ 高齢化に伴い伝統行事の実施が難しくなっている
- ・ 青壮年の単身者が多く、孤立が懸念される
- ・ 空き家や遊休地が多い
- ・ 大雨による道路の冠水、孤立化
- ・ 小湊地区は海に近く、津波時の避難場所がない
- ・ 交通マナーが悪く、運転に注意が必要
- ・ ゴミ出しのマナー
- ・ 用水路の整備が不十分な箇所がある
- ・ 地域内にお店が少なく、買い物が困難
- ・ ポストが少ない
- ・ あまみFMが受信できず、災害時の情報が入りにくい
- ・ 町内会役員の担い手不足
- ・ 町内会の予算不足
- ・ 地域行事が減少し、一体感が薄れている

行政に求めること

- ・ 冠水対策（河川、道路整備）
- ・ 道路の陥没箇所の補修
- ・ 道路ミラーの追加設置
- ・ 災害対応を考える場の設置
- ・ 防災無線や緊急無線の設置（特に高齢者宅）
- ・ 津波避難場所の確保
- ・ バス停にベンチや屋根の設置
- ・ 高齢者向けのタクシー・バスチケットの利用支援
- ・ 市内と同等のサービス提供
- ・ 空き家対策（活用・草刈り・管理）
- ・ 市営・教員住宅の新設高齢者食堂の設置
- ・ 地域役員会などへの行政の参加
- ・ 小中学生の確保に向けた施策の検討
- ・ P T A や地域と連携した子育て支援の強化

自分たちでできること

- ・ 市民清掃への参加（暑い日は個別に実施）
- ・ 道路や歩道の草刈り範囲を広げる
- ・ グラウンドゴルフや体操教室で体力づくり
- ・ 通いの場に参加し、仲間づくりと健康づくりに努める
- ・ 高齢者への積極的な声かけ（見守り活動）
- ・ 集落民が仲良くできるよう、コミュニケーションを図る
- ・ 地域のつながりを大切にしながら、無理なく協力する
- ・ 集落行事への協力（港まつり、神社まつり、敬老会など）
- ・ 転入者が早く地域になじめるよう、懇親会を開催
- ・ めぐみの園入所者との交流
- ・ 学校行事への協力
- ・ 地域マップを作成し、地元の良いところを再確認する機会にする
- ・ 農作物加工所を活用し、イベントで地域を盛り上げる
- ・ 強制はせずできることを少しずつでも続ける姿勢

⑦住用地区

地域の良いところ

- ・ マングローブや川などがあり、自然が豊か
- ・ 川遊びや魚の観察など自然遊びができる
- ・ タンカン・ポンカンなどの果樹栽培が盛ん
- ・ カヌー体験などにより観光客が増えている
- ・ 地域の伝統行事が残っている
- ・ 子どもから高齢者まで集落行事に参加し、世代間交流がある
- ・ 子どもたちのあいさつが良い
- ・ 集落と学校が連携し、子どもの見守りができている
- ・ 区長・民生委員に相談しやすい
- ・ 月1回、集落総出で清掃を実施
- ・ 有償ボランティアがうまく運用されている
- ・ 花いっぱい活動が盛ん
- ・ 三太郎タクシーがうまく運用されている
- ・ 移動販売車が週2回来てくれて助かっている

地域の困りごと

- ・ 独居高齢者が増加、見守りが難しい
- ・ 高齢者や近所の人が集まる場所が少ない
- ・ 地域のつながりが薄れつつある
- ・ 空き家が多くなっている
- ・ 農地が放置されている
- ・ 交通の便が悪い
- ・ 照明が暗い
- ・ 道路の草刈りが不十分
- ・ 商店・飲食店・ガソリンスタンドが減少している
- ・ 農産物の販売場所が少ない
- ・ 電波の状況が悪い
- ・ 市の放送が聞き取りにくい

行政に求めること

- ・ 自然災害発生時の避難経路を明確にしてほしい
- ・ 空き家利活用に向けた行政との連携強化
- ・ 三太郎タクシーを名瀬まで月数回運行してほしい
- ・ 15人乗り程度のバスを走らせてほしい
- ・ 外灯周辺の樹木伐採
- ・ 情報周知・広報の強化をしてほしい
- ・ 事業立ち上げのノウハウを提供してほしい
- ・ 料理教室や男性向けの生活教養講座を開催してほしい

自分たちでできること

- ・ 見守り体制づくりをしていきたい
- ・ 行事の継続とボランティア参加を促す
- ・ サロン・ゆらい処を設置する
- ・ 郵便物のたまり具合で安否確認をする
- ・ 空き家情報の共有と紹介を行う
- ・ 自主的な楽しみ事やイベントを企画、実施する
- ・ 自分たちでできることは自分たちでやるという意識をもつ

⑧笠利地区

地域の良いところ

- ・地域住民の繋がりがあ
- ・地域行事、清掃などは多くの集落で取り組んでいる
- ・隣近所のサポートが充実しているから、困りごとを聞かない
- ・共助体制ができてい
- ・民生委員の不在地区がない
- ・国保診療所が年3回ボランティア（墓参り、草刈り、買い物、島料理教室）を行っている
- ・見守り体制ができてい
- ・高齢者のゴミ出し、見守りが、今のところ近所のサポートにより上手くいっている
- ・高齢者の体操教室（週1回）、定例会（2ヶ月に1回）などがある
- ・介護事業所が地域貢献の一環として、買い物サロンを行い、月に1回、集落単位で交流の場になっている

地域の困りごと

- ・人口減少により、若者（高校生以下）が少ない集落もある。10～20年後が心配
- ・唄者が高齢化してしまっている
- ・奄美祭りの郷友会が高齢化してきている
- ・高齢化が進み、老々介護が見られる。一人暮らしが増えてきている
- ・定年延長により、ボランティア参加者が高齢者ばかりになった
- ・区長や民生委員が中心となり様々なことに取り組んでいるが、負担が大きい
- ・週末の行事が多すぎて大変
- ・後任が見つからない。若い人に継いで欲しい
- ・情報共有・ネットワークについて、うまくいっていない点がある。老人クラブや婦人会、青年団などがそれぞれ活動しており、連携できていないことがある
- ・空き家問題
- ・コミュニティバスが毎週水曜・日曜が休みのため、困っている
- ・移動販売車が故障中で困っている

行政に求めること

- ・地域福祉計画について、周知不足
- ・情報受取り側に寄り添った発信の工夫
- ・相談窓口の周知ができていない
- ・公民館の放送が聞き取りにくい
- ・ワンストップ窓口（支所）の体制づくり
- ・認知症について助成が欲しい

自分たちでできること

- ・八月踊りが開けない集落では、代わりに祭りを開催
- ・島唄保存活動
- ・若い人がボランティアに参加しやすい環境づくり
隣近所の支え合いを継続する

〇●〇 全てのご意見は奄美市ホームページに記載しています 〇●〇

【写真の抜粋】

第1章

第2章 奄美市の現状及び課題

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



4 施策の評価

前期計画である第1期奄美市地域福祉計画は、4つの基本目標と、60の具体的項目により構成されています。

行政による当該計画の評価をみると、「目標達成」は11項目(18.3%)、「推進できた」は33項目(55.0%)、「実施中である(現状維持)」は14項目(23.3%)、「実施したが見直しが必要」は0項目、「未実施」は2項目(3.3%)という結果となりました。

■第1期計画における施策の評価

	項目数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	60	11	33	14	0	2
基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり	11	3	7	1	0	0
基本目標2 福祉教育の推進と 地域福祉を進める担い手の育成	12	1	7	4	0	0
基本目標3 包括的な支援の体制づくり	14	6	5	3	0	0
基本目標4 安全で安心な地域づくり	23	1	14	6	0	2

「目標達成」：A評価（達成度 100%以上）

「推進できた」：B評価（達成度 100%～80%）

「実施中である」：C評価（達成度 80%～50%）

「見直しが必要」：D評価（達成度 50%～20%）

「未実施」：E評価（達成度 20%未満または評価不能）

5 現状や課題

基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

住民のみなさんの主な声(地域座談会より)

- ◇ 長年住んでいる住民が多く、表に出ていない助け合いがある。
- ◇ 顔見知りが多く、挨拶を交わす文化や話しやすい雰囲気がある。
- ◇ 地域行事(夏祭り、六月灯、奄美まつりパレードなど)が盛ん。
- ◇ 若者と高齢者の話し合いの場がない。
- ◇ 空き家をリフォームして貸し出し、お茶会場などに活用してほしい。
- ◇ 一人ひとりが役割を担い、誰もが住みたくなる笑顔と優しさにあふれる地区にしたい。
- ◇ 年代を越えて全体で八月踊りを楽しみ、継承していきたい。
- ◇ 高齢者や独居老人への声かけ、訪問、買い物支援をする。
- ◇ 担い手不足や役員の固定化の解消が課題。
- ◇ 行事や清掃活動の参加率が低下している。
- ◇ 若者や転入者の参加が少ない。 など

【現状】

- ◇ 少子高齢化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化、スマートフォンやインターネットの普及、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心が薄い人や地域との関わりが弱い人、地域社会で孤立する人が全国的に増えている現状があります。
- ◇ 地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる地域の拠点の充実が求められています。
- ◇ 一人暮らし高齢者の増加や、核家族化等による子育ての孤立化など、近年の社会情勢を背景に、孤立感や孤独感を持つ人が増加しています。このような中、誰かと出会える場、交流を持つことができる場所が求められています。
- ◇ コロナ禍と比較すると、各種イベントの参加者は増えている状況にありますが、参加者が固定化される状況もあるため、全体に対する周知が必要となっています。

【課題】

- ◆ 各種サロン等の新規立ち上げと参加者の拡大を継続して進めていくとともに、若い世代の新たな担い手の発掘が求められています。
- ◆ 住民が「支える側」と「支えられる側」という一様な関係性に陥ることがないように社会参加を進め、それぞれの活動を通じて地域における活躍の場を確保する必要があります。
- ◆ 核家族化により独居世帯が増加しており、地域のつながりが希薄化しています。住民同士も日頃から地域において顔の見える関係づくりが必要です。
- ◆ 各種行事やイベントにおける中高生のボランティアについて、興味を持ってもらえるような働きかけが課題となっています。

基本目標2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

住民のみなさんの主な声(地域座談会より)

- ◇ 地域の課題を一緒に考えたい。
- ◇ 社会資源を開発していきたい。
- ◇ 自分たちでできることは自分たちでやるという意識をもつ。
- ◇ 地域で必要なボランティア活動に参加する。
- ◇ 市民清掃へ参加する。
- ◇ 市民清掃や地域活動への参加が少ない。
- ◇ 自治会の役員や民生委員のなり手がいない。
- ◇ 情報周知・広報の強化をしてほしい。 など

【現状】

- ◇アンケートでは、福祉に関して「関心を持っている(強く関心を持っている+まあまあ関心を持っている)」割合は7割を超えているものの、ボランティア活動を行ったことがある割合は3割程度に留まっています。ボランティア活動を広めていくために必要なこととして「いっしょに活動する仲間(組織)」「ボランティア講座・活動内容の情報提供」が上位にあがっていることから、誰でも気軽に参加できる環境づくりが求められています。
- ◇少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進行する中、福祉に対するニーズの高まりに加え、支援面での人手不足といった問題が懸念されます。
- ◇普段からの支え合い・助け合いの重要性の周知啓発に加え、福祉教育の推進、地域福祉の啓発を行い、奄美市における福祉の基盤づくりを進め、住民及び地域の多様な主体が地域の担い手となるよう取り組みを推進していくことが必要です。

【課題】

- ◆福祉に関する情報を住民に分かりやすく正確に発信ができるよう情報発信媒体の特徴をつかんだ発信方法の検討が課題です。
- ◆アンケートでは、困っているときの相談先として「自治会等の役員」や「民生委員・児童委員」の割合は1割に満たない状況です。また、ボランティア未経験者の割合が高く、地域における住民同士のつながりが十分に形成されていない一方で、近所の人困っているときに手助けできそうなこととして「見守りや安否確認の声かけ」「災害時の手助け」「相談事や話し相手」が上位にあることから、住民の活動機会やニーズを理解したうえで地域をコーディネートできる人材の育成が課題です。
- ◆今後、オンラインでの講座や研修等による幅広い学ぶ機会の検討と住民への周知が課題です。

基本目標3 包括的な支援の体制づくり

住民のみなさんの主な声(地域座談会より)

- ◇ 情報交換会を開催(民生委員・行政・事業所などと連携)していきたい。
- ◇ 地域の情報を共有できると良い。
- ◇ 相談窓口の周知ができていない。
- ◇ 顔見知りを増やし、声かけできる関係をつくる必要がある。
- ◇ 地域の困っている人の意見を聞いて支えたい。
- ◇ 高齢者や単身者が増加し、見守りが必要。
- ◇ 子どもから高齢者まで、隣近所で声かけ・支え合える地域にしたい。
- ◇ 強制はせず、できることを少しずつでも続ける姿勢が大事。
- ◇ 要援護者を把握しておく。
- ◇ 安否確認や夕方の見守り活動(帰宅時の声かけなど)をする。 など

【現状】

◇アンケートでは、悩みや不安の相談相手として最も多く挙げられたのは「家族、親戚」であり、それに続き「友人・知人」と身近な人が相談相手として多くあげられている一方、「相談できる場所がない」や「相談できない(したくない)」の回答も一定数みられました。今後、単身世帯の増加等により身近に相談できる人がいなくなったときに、悩みや問題を一人で抱え込んでしまう人が更に増えることが考えられます。

◇アンケートでは、地域で生活する上で困っているとき「どこに相談していいかわからない」割合は全体で10.6%となっており、前回調査時より微増しています。相談窓口の周知とともに、多様な世代が利用しやすい相談の場やツールの活用等を検討していく必要があります。また、相談窓口の周知と充実を進めることで、支援が必要な人に対する早期の支援と、問題が重症化する前に解決することにつながります。民生委員・児童委員やボランティア等、住民にとって身近な福祉の従事者に寄せられた相談を、必要に応じて専門機関へつなげる連携体制を更に強化することが必要です。

【課題】

- ◆参加支援・地域づくりについてそれぞれの分野で既存事業を実施しており、関係各課が連携することで一体的な実施は図られつつあります。対応が難しいケースについて、どのようにして次の支援につなげるかが課題となっています。
- ◆近年は一人暮らし高齢者の増加や地域の福祉課題の複雑化・複合化等により、民生委員等をはじめとする支援者や福祉サービス事業者等が単独で解決できない問題も増加しています。権利擁護に関する支援が必要な人は増加していくことが見込まれており、制度の浸透を図り、より一層、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。
- ◆近年、社会から孤立した世帯での孤独死や育児、介護疲れ、過労、生活困窮などの様々な社会的要因による虐待、自殺が深刻な問題となっています。アンケートでは、自分が困っているときに手助けしてほしいと思うことについて「特にない」の割合が全体で33.0%となっている中、「災害時の手助け」(29.5%)、「見守りや安否確認の声かけ」(16.7%)、「相談事や話し相手」(16.3%)も多くなっており、声かけや見守りを望む声が一定数存在していることが分かります。支援が必要な世帯は様々な問題を抱えやすい一方、SOSを発信しにくいいため、主な支援機関や継続的な支援が提供できるよう、今後も関係機関での情報共有が必要となります。あわせて、地域において、誰もが誰かとつながりあえる社会づくりが重要となっています。

基本目標4 安全で安心な地域づくり

住民のみなさんの主な声(地域座談会より)

- ◇ 防犯灯の設置を進める。
- ◇ 独居高齢者が多く、災害時の避難が心配。
- ◇ 冠水や避難経路を明確化(台風・津波時)してほしい。
- ◇ 防火活動・災害時の避難支援。
- ◇ 防災活動や避難訓練への関心が低いと感じる。
- ◇ 地域福祉計画について、周知不足と感じる。
- ◇ 個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい。
- ◇ 相談窓口の周知ができていない。
- ◇ 有償ボランティアの周知と活用が必要では。 など

【現状】

◇アンケートでは、災害時の避難や対応について不安に思うこととして「情報を得られるか」「避難所に使いやすい設備があるか」「避難所まで行くことができるか」が上位に挙がっています。中でも80歳代では、「避難所まで行くことができるか」の割合が半数を超えていることから、支援が必要な人の把握や、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実が求められています。

【課題】

- ◆地震や風水害などの大規模な自然災害や、高齢者や子どもを狙った犯罪、登下校時の交通事故などは増え続け、高齢者のひとり暮らしや認知症の人、介護が必要な人の増加など、地域における見守りや支え合い、助け合いはますます重要となっています。
- ◆令和4年に出前講座事業を導入し、「住民による避難力強化支援研修」を市内各地で実施しています。令和6年は12件の出前講座を開催しましたが、今後もより多くの地区で実施する必要があります。
- ◆誰もが福祉を我が事として捉え、それぞれが身近にできることを行いながら、隣近所でお互いに支え合っていく活動の推進が求められます。
- ◆また、高齢者や障害のある人、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるように、地域住民や関係機関等との連携により、防災や防犯に配慮した環境づくりを推進することが必要です。
- ◆奄美市ホームページに各機関のホームページをリンクし、市民の閲覧を可能にしています。保護司会等の取り組みを更に理解してもらえる仕組みづくりが課題となっています。
- ◆再犯防止推進会議の定期的な開催や保護司会をはじめ、関連団体との連携強化の推進が必要です。

第1章

第2章
奄美市の現状及び課題

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

❖ 第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基 本 理 念

みんなで支え、みんなで育む、しあわせな暮らし

本市では、第1期奄美市地域福祉計画で進めてきた、地域のつながりを活かした支え合いの取り組みを継承し、市民一人ひとりが、自分らしく、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指してきました。

第2期となる本計画では、こうした取り組みをさらに発展させ、地域の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに暮らせる環境づくりを推進します。

人口減少や高齢化の進行、孤立の深刻化、複合的な生活課題を抱える世帯の増加など、本市を取り巻く福祉の課題は複雑化しています。こうした状況に対応するためには、地域住民、関係団体、医療・福祉機関、企業、行政が力を合わせ、支え合いの体制を強化していくことが不可欠です。

本計画は、奄美市総合計画「未来の奄美市づくり計画」で示している将来像「自然・人・文化が紡ぐしあわせの島」を目指すこととし、保健・福祉分野においては「みんなで生活満足度を向上させよう」を指針としています。

奄美の歴史や文化に根付く「結い」の精神を基盤に、市民一人ひとりの暮らしの満足度を高め、誰もが幸せを実感できる地域づくりをすすめていきます。

「みんなで支え、みんなで育む、しあわせな暮らし」を合言葉に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉を推進します。

2 基本目標

基本理念を実現するための施策の柱として、4つの基本目標を掲げています。

基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

地域住民が日常の中でお互いを気にかけて、助け合い、支え合う地域社会を実現するため、自治会や民生委員、関係団体など多様な主体が連携しながら、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、住民同士が支え合う仕組みづくり、つながる環境づくりを推進します。



基本目標2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

市民一人ひとりの福祉に対する理解や関心を深めることを目的とした福祉教育を推進するとともに、地域福祉活動を支える人材の育成に取り組みます。学校、地域、関係団体が連携し、思いやりや支え合いの心を育むとともに、地域で活躍する担い手が継続的に生まれる環境づくりを進めます。



基本目標3 包括的な支援の体制づくり

高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、複合化・複雑化する生活課題に対して、関係機関等と連携を図りながら、分野や制度ごとに分かれた支援をつなぎ、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、必要な支援が適切なタイミングで届く仕組みづくりを進めます。



基本目標4 安全で安心な地域づくり

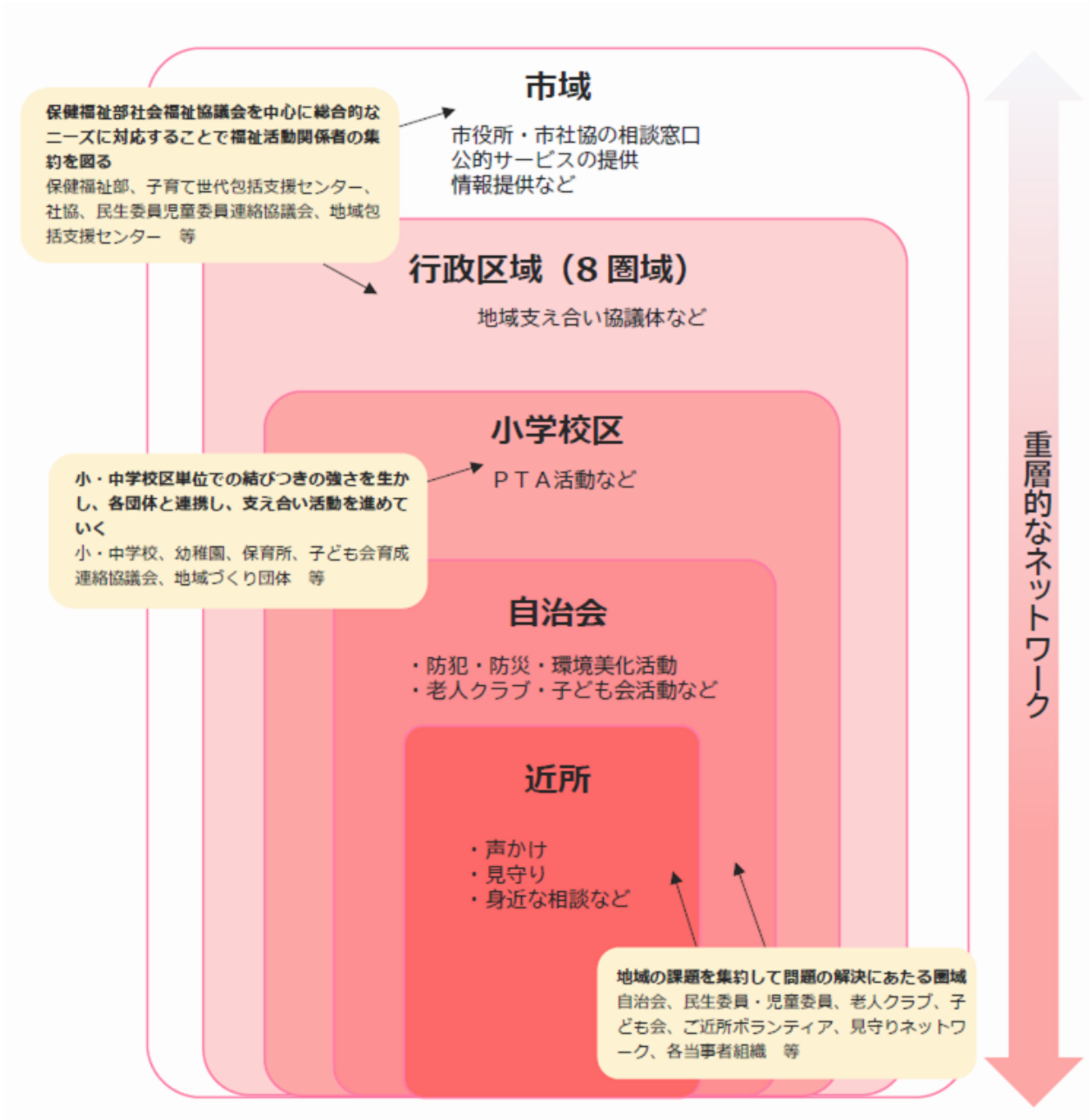
地域で安心して暮らすことができるために、日頃から声を掛け合い、困ったときに「気づいてもらえる」「相談できる」よう、見守りや支え合いを大切にしながら、平常時から災害時まで切れ目のない支援と、住民や関係機関による災害時の避難体制の強化に努めます。

また、立ち直ろうとする人が地域で孤立せず、福祉分野だけではなく、就労・住居・教育等の複数の分野が連携し、再犯防止対策として、地域全体で支え合い、見守ることで、安全で安心な地域づくりに取り組みます。



3 階層別の地域のあり方(福祉圏域)の整理

地域福祉の効果的な推進のためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供を行う、市全体エリアの大きな圏域から見守り活動等といった、自治会等住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。本市における福祉圏域を、以下の通り整理しました。



第1章

第2章

第3章 計画の基本的な考え方

第4章

第5章

第6章

第7章

第1章

第2章

第3章
計画の基本的な考え方

第4章

第5章

第6章

第7章

❖ 第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

❖施策の体系❖

基本理念	基本目標	施策
みんなで支え、 みんなで育む、 しあわせな暮らし	1 人と人がつながり、 支え合う、地域づくり	<p>(1) 地域住民等が集う場・拠点づくり (2) 誰もが活躍できる機会の創出</p> 
	2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成	<p>(1) 地域福祉活動に関する情報の発信 (2) 市民活動・ボランティアへの参加の促進 (3) 地域福祉を担う人材の発掘・育成</p> 
	3 包括的な支援の体制づくり	<p>(1) 相談支援体制・情報提供の充実 (2) 権利擁護等の推進 (3) 支援を必要とする人への取り組みの推進</p> 
	4 安全で安心な地域づくり	<p>(1) 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進 (2) すべての人にやさしい地域づくり (3) 再犯防止における取り組みの推進（奄美市再犯防止推進計画）</p> 

基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

地域住民が日常の中でお互いを気につけ、助け合い、支え合う地域社会を実現するため、自治会や民生委員、関係団体など多様な主体が連携しながら、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、住民同士が支え合う仕組みづくり、つながる環境づくりを推進します。

(1) 地域住民等が集う場・拠点づくり

地域の課題解決のためには、多数の住民が集い・交流し、地域の課題に気づき・共有することが重要です。世代を超えた交流が図られるよう、地域住民が集う場の提供等の支援を行うとともに、地域の困り事を集約し、解決する場や団体の活動拠点づくりを進めます。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
子育てしやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住用、笠利の認定こども園開設やこども誰でも通園制度を導入します。 ・子育て世代を対象とした各種講座やイベント等を開催します。 ・妊娠期から乳幼児期、その後の子育てにかけて継続的に情報共有し、各種検診や訪問、相談できる環境づくりを行います。 	こども未来課 健康増進課	民生委員・児童委員 母子保健推進員 はぐくみ・育ち見守り隊 ファミリー・サポート・センター 子育てサロン・サークル 子育て支援センター
介護予防、健康づくり、通いの場づくりと担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、健康づくり、フレイル予防を推進します。 ・地域活動の担い手支援を行います。 	高齢者福祉課	老人クラブ 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体
既存施設や空き家等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流、地域活性化への利活用について、普及啓発に努めます。 	プロジェクト推進課	自治会 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体
認知症予防・理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の予防に取り組みます。 ・認知症への理解を深めるための講座、広報啓発に努めます。 ・認知症本人や家族などへの支援体制を強化します。 	高齢者福祉課	医療機関 高齢者サービス事業所 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体 認知症の人と家族と支援者の会
障害、世代を超えた交流の場、拠点の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や地域を超えて交流できる場、拠点の充実を図ります。 	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	自治会 奄美地区地域自立支援協議会 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 地域生活課題を地域で協力して解決できるよう、日頃から地域住民同士の顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 地域活動についての研修会、催し及びボランティア等に積極的に参加しましょう。
- ふれあいサロンや子育てサロン、子ども食堂など、交流の場に参加しましょう。
- 隣近所で見守り合い、支え合う意識を持ちましょう。
- 地域で困っている人や孤立している人に対して、相談にのれるような関係づくりを進めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 子どもから高齢者、地域の方々が集える居場所づくりに取り組みましょう。
- 地域で実施されているボランティア活動を住民へ広く周知し、住民が参加しやすいよう工夫に努めましょう。
- 誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、地域における交流の機会を充実させましょう。
- 見守り活動・安否確認等、各種相談や必要なものについて行政へつなげていきましょう。

市の取り組み

- 地域住民が自ら課題解決に向けた取り組みができるよう支援します。
- 地域における見守り活動のネットワークづくりを支援します。
- 世代や属性を問わない地域における居場所づくりを推進します。

(2) 誰もが活躍できる機会の創出

地域福祉を推進するためには、住民がそれぞれ支える側と受ける側に分かれるのではなく、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現が重要です。住民の誰もがあらゆる分野の活動に参加し、活躍できる機会の確保・提供を推進します。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
世代を超えた全ての 人による地域活 動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支え合う仕組みづくりを推進します。 ・各種地域活動やクラブ活動への支援を行います。 	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	シルバー人材センター 老人クラブ 障害福祉サービス等事業所 奄美地区地域自立支援協議会 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体
移動に困難を抱える 人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業への支援・周知・利用を促進します。 	福祉政策課 高齢者福祉課	奄美地区地域自立支援協議会 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 障害福祉サービス等事業所 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体
人と人がつながる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、教育、環境、産業、まちづくり等、分野を超えて人と人がつながる場や環境づくりに取り組みます。 ・人から人へ情報が伝わるようSNSの発信を工夫します。 ・各種イベントの実施、共催、後援を行います。 	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	社会福祉協議会 まちづくり協議会 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 日頃から、互いに交流したり、つながりを持つよう心がけましょう。
- 地域福祉の考え方を通して、互いにつながりを持つことで認め合い、支え合う関係を育みましょう。
- 誰もが社会参加しやすくなるよう理解を深めましょう。
- 地域活動やクラブ活動、ボランティアに参加しましょう。
- 幅広い世代が交流する機会や場所を作りましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 障害者や高齢者だけでなく誰もが安心して働き続けられる、労働条件や職場環境などを整備しましょう。
- 行政や他の団体等と連携し、地域の課題解決に取り組みましょう。
- 地域の各種団体と連携しながら自治会や青年団の育成強化に努めましょう。

市の取り組み

- 障害の有無に関係なく、誰もが参加できる場・機会づくりに向け、意識づくりや受け入れ環境の整備を進めます。
- 子どもの居場所づくりや学習支援の場を整備するとともに、子ども・若者や子育て世帯を支援する活動を展開します。
- 地域社会とつながりが少ない人が参加できる就労体験やボランティア体験の機会、人と交流できる機会を創出し、継続的に支援します。

基本目標2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

市民一人ひとりの福祉に対する理解や関心を深めることを目的とした福祉教育を推進するとともに、地域福祉活動を支える人材の育成に取り組みます。学校、地域、関係団体が連携し、思いやりや支え合いの心を育むとともに、地域で活躍する担い手が継続的に生まれる環境づくりを進めます。

(1) 地域福祉活動に関する情報の発信

地域における福祉の担い手育成には、地域福祉に関心を持つ人を増やし、学びから活動につなげることが重要です。そのため、行政及び関係団体は、住民に学ぶ機会を提供し、地域福祉意識の向上を図ることで地域福祉活動への参加を推進します。また、幼児期から福祉に関して学び、地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する理解や関心を高めていくことを目指します。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
福祉に関する情報提供及び啓発	・福祉制度・サービス等について、ホームページや広報誌、SNSなど各種広報媒体を活用し、積極的に情報提供を行います。	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	社会福祉協議会 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体 民生委員・児童委員 母子保健推進員 はぐくみ・育ち見守り隊
福祉に関する学習機会の提供	・福祉に関するシンポジウムやセミナー、学校への出前講座を開催し、住民の福祉に関する理解や関心を高めていきます。	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 自分が暮らす地域に目を向け、関心のある地域活動に参加してみましょう。
- 子どもの頃から福祉に目を向けられるよう、地域や家庭内でのきっかけづくりに取り組みましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- ホームページ、新聞等による普及啓発を図りましょう。
- 福祉に関する研修や講座を企画し、誰もが参加しやすい運営に努めましょう。

市の取り組み

- 福祉に関する啓発、情報発信、学びの機会の提供を行います。
- 地域活動への参加に関する市民の理解の促進に努めます。

(2) 市民活動・ボランティアへの参加の促進

継続的な地域福祉の推進には、福祉に関心を持ち、活動に参加した人を継続的な活動につなげていくことが大事です。市民活動やボランティア活動への支援を通じ、「やりがいがある」取り組みを推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
市民活動・ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援・相談支援に取り組めます。 ・小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。 	福祉政策課	社会福祉協議会 自治会 奄美看護福祉専門学校 民生委員・児童委員 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体 学校

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 地域のボランティア活動に気軽に参加してみましょう。
- ボランティア活動等について関心を持ち、情報収集に努めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティア活動や地域活動に関する情報を発信しましょう。
- 地域で実施されているボランティア活動を広く周知し、誰もが参加しやすいよう工夫に努めましょう。

市の取り組み

- 地域に暮らす誰もが地域活動に参加しやすい・参加したくなるような環境整備に努めるとともに、支え合いの活動を推進します。
- ボランティア団体などの活動に関する情報を周知し、各種団体の活動を促進するための支援に努めます。
- 活動の持続可能な体制づくりのため、人的資源および相応な財源の確保のための取り組みを推進します。

(3) 地域福祉を担う人材の発掘・育成

少子高齢化が進行し、家族だけでなく社会による支援が必要とされる現在において、今後も福祉的支援を継続して提供できる体制を維持することを目的に、地域における支え合いに取り組む人材や専門的な福祉的支援に携わる人材の確保と育成に取り組みます。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
福祉を担う人材の育成	・関係機関と連携し、地域福祉を担う人材の育成や専門的な福祉人材確保に向けた取り組みを支援します。	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	社会福祉協議会 民生委員・児童委員 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 一人ひとりが地域の担い手として、できることから始めてみましょう。
- 認知症サポーター養成講座等の人材育成のための講座や研修に参加しましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 行政と連携し、福祉を支える人材を育成しましょう。
- 広域的な福祉教育の実施に努めましょう。

市の取り組み

- 次代を担う新たな支え手の発掘と育成に取り組みます。
- 社会福祉協議会や地域の組織・団体と連携し、地域福祉活動を担うリーダーの育成を図ります。

基本目標3 包括的な支援の体制づくり

高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、複合化・複雑化する生活課題に対して、関係機関等と連携を図りながら、分野や制度ごとに分かれた支援をつなぎ、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、必要な支援が適切なタイミングで届く仕組みづくりを進めます。

(1) 相談支援体制・情報提供の充実

世帯構造やライフスタイルの変化によって多様化・複雑化する福祉課題に対応するために、各分野に関係する部署や窓口の連携によって構築される総合相談の体制を整備し、適切な支援へとつなげます。また、各分野の相談機能の強化にも取り組み、市全体での福祉体制の底上げを進めていきます。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
包括的な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間における問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進し、関係各課と連携を図っていきます。 ・関係機関・団体等と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、包括的な支援を行います。 ・研修などを通して相談支援員のスキルアップを図っていきます。 	福祉政策課 こども未来課 健康増進課	障害者団体 学校 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 障害福祉サービス等事業所 母子寡婦福祉会 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における多様な関係機関と連携し、包括的な相談体制の強化と機能の充実を図ります。 	福祉政策課 高齢者福祉課	社会福祉協議会 民生委員・児童委員 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体
	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て世代包括支援センター」と「家庭児童相談室」の機能を継続したまま、こども家庭センターを設置します。 	福祉政策課 健康増進課	保育所・幼稚園 ファミリー・サポート・センター 母子保健推進員 はぐくみ・育ち見守り隊
庁内・庁外における連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の取組状況について庁内各課、関係機関と協議を行い、必要に応じて見直しを行います。 	福祉政策課	自治会 保健・福祉・医療関係機関 NPO法人
	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例等について会議を開催し、情報共有や支援方法、課題解決に向け協議・検討します。 	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課 保護課	在宅介護支援センター

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
	・地域の相談機能の強化に向けて、民生委員・児童委員と地域の各団体、専門機関等とが情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取り組みを推進します。	福祉政策課	民生委員・児童委員

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 地域に困りごとを抱えている人がいないか、見守り合い、声をかけ合いましょう。
- 自分が聞いた困りごとへの対応が難しい時は、自治会、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などにつなげましょう。
- 幅広い世代が交流できる場をつくり、顔の見える関係をつくりましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 地域における情報共有の場や機会づくりを支援しましょう。
- 支えが必要な人の情報取得やコミュニケーションを支援しましょう。

市の取り組み

- 庁内・関係機関の連携を深め、住民からのあらゆる相談に総合的に対応できる体制づくりを進めます。
- 住民が困ったときに、相談しやすい環境づくりを推進します。

(2) 権利擁護等の推進

住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らすためには、一人ひとりの権利が守られていることが重要です。成年後見制度等の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、住民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
権利擁護の推進	・成年後見制度の利用促進に向け、中核機関と協働し、制度の普及啓発や養成を行った市民後見人の活用など、必要な人に必要な制度利用が行えるよう、地域における連携ネットワークの構築を推進します。	福祉政策課 高齢者福祉課	社会福祉協議会 障害者団体 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 障害福祉サービス等事業所
	・DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障害のある人、児童に対する虐待に対し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組みます。	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課 教育委員会	学校 警察 児童相談所

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 誰もが自分らしく生きることができるよう、地域や学校、職場において、多様な生き方についての理解を深めましょう。
- もしもの時に備えて、成年後見人制度について理解を深めましょう。
- 虐待やDVに気づくことができるよう、人権に関する知識を深め、虐待等が疑われる場合は、関係機関へ相談しましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 成年後見制度の普及・啓発と利用促進を図りましょう。
- 虐待やDVの防止に関する情報や相談窓口に関する情報を住民に提供しましょう。
- 権利擁護等に関する出前講座等を活用し、住民の理解を深めましょう。

市の取り組み

- 各種の情報媒体を活用し、市民、医療、福祉関係者等に対する権利擁護全般や成年後見制度に関する広報を進めます。
- 多様な生き方を尊重し、市民が個性や能力を発揮できる環境づくりや意識啓発を行います。
- 関係機関と連携し、虐待やDVの防止に取り組みます。

(3) 支援を必要とする人への取り組みの推進

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、様々な課題を抱え、地域で社会的に孤立しているなど、支援が必要な人を把握し、地域や関係機関が連携し、支援へ結び付けていくことが重要です。

生活困窮者だけでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美市内の生活困窮者に対する家計相談対応を図り、生活の安定化を支援します。 ・ 関連団体等と更に連携し、普及啓発の強化を行います。 ・ 子ども食堂やフードバンク等の活動について広報・啓発を行います。 	福祉政策課	社会福祉協議会 自治会 学校 保健・福祉・医療関係機関 ハローワーク 民生委員・児童委員 在宅介護支援センター NPO法人
高齢者への包括的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、相談体制の充実を図ります。 ・ 高齢者本人と家族介護者（ヤングケアラーを含む）など、世帯全体を支えるため、関係機関との連携を図ります。 	高齢者福祉課 福祉政策課	社会福祉協議会 在宅介護支援センター
障害のある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人やその家族への支援の充実を図るため、関係部局と連携し、サービス未利用者の情報収集にあたります。 ・ 障害のある人の自立した日常生活を支援するため、奄美地区地域自立支援協議会地域各種専門部会の相談体制の充実を図ります。 	福祉政策課	障害者団体 奄美地区地域自立支援協議会 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 障害福祉サービス等事業所
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭や障害、生活困窮、社会的要因などにより様々な事情から就労に困難を抱える人に対し、就労相談から定着までの支援を行います。 ・ 協力事業所の開拓を行っていきます。 	福祉政策課 こども未来課	社会福祉協議会 ハローワーク 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策について、関係機関との連携を図ります。 	福祉政策課 こども未来課 教育委員会	学校 NPO法人 民生委員・児童委員
子育て世代への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携をとり妊娠期から切れ目のない支援を行います。 ・予防的にプレコンセプションケアの視点を持ち出前講座で早い段階からの性教育等実施します。 	健康増進課	保育所・幼稚園 ファミリー・サポート・センター 母子保健推進員 はぐくみ・育ち見守り隊
児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が抱える課題や環境に着目し、学校やスクールソーシャルワーカーとの連携を維持していきます。 ・相談支援窓口の周知を図ります。 	福祉政策課 教育委員会	学校
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談と支援の充実を図ります。 ・関係部署との連携により、家庭の状況に合わせて、丁寧な支援を行います。 ・キャリアアップの支援に力を入れることで、ひとり親の自立を促進していきます。 	福祉政策課 こども未来課	母子寡婦福祉会
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策の推進にあたり、関係機関と連携し、相談支援の充実や、普及啓発を行います。 ・未遂者支援、遺された人への支援に努めます。 	健康増進課	保健所 NPO法人 自殺対策地域ネットワーク会議に所属する団体

第1章

第2章

第3章

第4章

基本理念実現に向けた施策の展開

第5章

第6章

第7章

【みんなの取り組み】

第1章

第2章

第3章

第4章

基本理念実現に向けた施策の展開

第5章

第6章

第7章

住民一人ひとりの取り組み

- 近隣で気になる世帯がある場合は、その情報を民生委員・児童委員や行政につなぎましょう。
- 自分や家族だけで悩みを抱えずに、市の相談窓口や社会福祉協議会等に相談しましょう。
- 顔見知りを増やし、声かけできる関係をつくりましょう。
- 要援護者の把握に努めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 地域の声を拾い、課題の早期発見や対応方法の検討に努めましょう。
- 最適な支援を行うために、必要な専門機関への紹介を行いましょう。
- 専門機関と関係機関で協働・連携し、複雑化・複合化した課題を抱える方の支援を行いましょう。

市の取り組み

- 関係機関との連携を密にし、市全体の相談支援体制を強化します。
- 住民の複雑化・複合化した課題に対応するために、様々な分野との連携の強化を図ります。

基本目標4 安全で安心な地域づくり

地域で安心して暮らすことができるために、日頃から声を掛け合い、困ったときに「気づいてもらえる」「相談できる」よう、見守りや支え合いを大切にしながら、平常時から災害時まで切れ目のない支援と、住民や関係機関による災害時の避難体制の強化に努めます。

また、立ち直ろうとする人が地域で孤立せず、福祉分野だけではなく、就労・住居・教育等の複数の分野が連携し、再犯防止対策として、地域全体で支え合い、見守ることで、安全で安心な地域づくりに取り組みます。

(1) 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進

わたしたちの生活は、保健、医療、福祉、介護の分野のほかに、安心安全、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野に大きく影響を受けています。地域の中で、安心して健やかで幸せに生活するために、福祉の分野はもとより、日常的な生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、地域力・防災力を高める取り組みを推進します。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
防災に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する知識の普及啓発や自主防災マップの作成の推進を通じて市民の防災意識の向上を図ります。 ・社会福祉関係機関と連携し、防災啓発活動を実施します。また、避難行動支援者利用施設による非常時災害対策計画などの作成を支援します。 	総務課 福祉政策課 こども未来課 高齢者福祉課	自治会 学校 消防組合 警察 自衛隊 奄美海上保安部 報道機関 地域エフエム 社会福祉協議会 社会福祉法人 高齢者サービス事業所等 障害福祉サービス等事業所
要支援者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、情報共有に努め、高齢者や障害のある人等の要支援者に対する支援の充実を図り、災害時に備えます。 	福祉政策課 高齢者福祉課	自治会 民生委員・児童委員 在宅介護支援センター 地域支え合い協議体 障害福祉サービス等事業所

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
感染症への対策	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度策定の新型インフルエンザ等対策行動計画を基に関係機関と連携して感染予防対策を行っていきます。 サービス提供事業所等における適切な感染防護具、消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を行うとともに、物資の適切な管理方法について検討をすすめます。 	福祉政策課 こども未来課 健康増進課	サービス提供事業所 奄美地区地域自立支援協議会 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 医療機関 保健所

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 家族や友人、近所の人と避難する場所について話し合っておきましょう。
- 日頃から自主的な備えや避難行動の確認を行い、避難訓練や地域防災活動に参加しましょう。
- 地域において、災害時に支援が必要な人と、支援をする人を把握し、普段からいざという時には助け合える関係を築きましょう。
- 必要物資の備蓄や災害の情報収集を行いましょう。
- 要援護者の把握に努めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 災害時に備え、行政や地域の組織・団体との連携を強化しましょう。
- 災害時に備えたボランティアの養成や災害時におけるボランティアの活動を支援しましょう。
- 実態把握業務などを通して、要援護者の把握に努めましょう。
- 感染症対策の相談・指導・情報提供の実施に努めましょう。

市の取り組み

- 避難行動要支援者名簿の作成や提供、情報の更新を行います。
- 地域や関係機関と避難行動要支援者についての情報を共有します。
- 災害時における地域の避難体制の充実・強化を図るため、「住民参加型」の自主防災活動を支援するとともに、避難所施設・設備整備を行います。
- 防災に関する各種の教材やマニュアルの作成、社会教育、防災サポーターの養成等を通じて、防災知識の普及と防災に携わる人材育成を図ります。
- 外国語にも対応したハザードマップの周知と更新を行います。

(2) すべての人にやさしい地域づくり

高齢者や障害のある人、子ども、妊婦等の地域で暮らすすべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようにするためには、環境を整えることが重要です。市の課題でもある、移動に困難を抱える人への支援をはじめ、誰もが使いやすいように施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、情報アクセシビリティへの配慮等を推進します。また、ハード面の整備だけでなく、地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進し、すべての人にやさしい地域をつくります。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	・公共施設や道路・公園、公共交通等について、高齢者や障害のある人、外国人など、すべての人が快適に使用することができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。	福祉政策課 こども未来課 健康増進課 高齢者福祉課	奄美地区地域自立支援協議会 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター
子育てしやすい環境づくりの推進	・事業所向けに広報を行い、民間事業者による多様な子ども・子育て支援サービスの展開を促進していきます。	こども未来課 健康増進課	

【みんなの取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- 年齢や性別、障害の有無等に関わらず、お互いの自分らしい生き方や考え方を尊重し合い、支え合いましょう。
- 支援が必要な人に対する声かけや手助けを行いましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 市と連携して、住民のさまざまな悩みごとや困りごとの相談を受け付けましょう。
- 市と連携しながら、権利擁護の推進や人権に関する相談等を受け付けましょう。
- ウェブアクセシビリティに対応したホームページを運営し、情報のバリアフリー化を図りましょう。
- ジェンダー平等意識向上の啓発を行いましょう。

市の取り組み

- さまざまな立場の人が、互いに支え合いながら、幸せに暮らす権利を守ります。

(3) 再犯防止における取組の推進（奄美市再犯防止推進計画）

平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、下記項目をもって、再犯防止推進法第8条に基づく「奄美市再犯防止推進計画」として位置づけます。

項目については、国の定める重点課題から設定しています。

【具体的な事業】

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
就労・住居の確保	・ハローワーク、保護観察所などの関係団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。	福祉政策課	ハローワーク 保護観察所 障害者就業・生活支援センター 奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 障害福祉サービス等事業所
	・住宅確保要配慮者（刑務所等を出所した方や保護観察を受けていた方等）の住居確保に向けた相談支援を行うとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、多職種から構成される「奄美市居住支援協議会」において、必要な措置について協議します。	福祉政策課 プロジェクト推進課	社会福祉協議会 鹿児島県宅地・建物取引業協会奄美支部 医療機関 鹿児島県弁護士会大島支部 鹿児島県司法書士会大島支部
保健医療・福祉サービスの利用の促進等	・犯罪をした者のうち自立した生活に困難を有する人の中で、保健医療・福祉サービスが必要な方へ必要なサービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。 ・薬物依存者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、刑事司法関係機関等と連携を図りながら相談に応じ、市の取り組みについて関係機関や本人に情報提供し、必要な医療や福祉サービスに円滑につながるよう相談支援を行います。	福祉政策課 健康増進課 高齢者福祉課 保護課	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター 検察庁 保護観察所 矯正施設 ゆずり葉の郷

取り組み・事業名	内容	担当課	関連団体
学校等と連携した 修学支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。 ・地域活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、協力体制づくりなどに努めます。 	福祉政策課 教育委員会	学校 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 北大島保護司会 更生保護女性会 BBS会 民生委員・児童委員
犯罪をした者等の 特性に応じた効果 的な指導の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応します。 	福祉政策課 教育委員会	警察 児童相談所 ゆずり葉の郷
民間協力者の活動 の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報及び周知を行うとともに、適正な保護司数を維持できるよう、人材の発掘及び育成について保護司会と連携して取り組んでいきます 	福祉政策課	北大島保護司会 更生保護女性会 BBS会
地域による包摂の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の刑事司法関係機関（保護観察所等）、更生保護団体（保護司会等）との連携強化を図るため、年1回以上の情報交換や意見交換を実施する連絡会を開催します。 	福祉政策課 教育委員会	刑事司法関係機関 更生保護関係機関 保健・福祉・医療関係機関 教育・雇用関係機関 民生委員・児童委員
再犯防止に向けた 基盤の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止推進啓発月間である7月に、社会を明るくする運動を広報するとともに、本計画概要を全戸配布することで、再犯防止について広く市民に広め、理解を促進します。 	福祉政策課	保護観察所 北大島保護司会 更生保護女性会

【みんなの取り組み】

第1章

第2章

第3章

第4章

基本理念実現に向けた施策の展開

第5章

第6章

第7章

住民一人ひとりの取り組み

- 更生保護への理解を深めましょう。
- 行政の施策や関係機関の取組について必要としている人に伝えましょう。
- 地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、行政や専門機関に相談しましょう。
- “社会を明るくする運動”を通して犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 再犯防止推進啓発月間である7月に、社会を明るくする運動を広報し、再犯防止について広く市民に広め、理解の促進を図りましょう。
- 連携強化を図るため、情報交換や意見交換を実施する連絡会へ参加しましょう。

市の取り組み

- 相談や各種支援の充実を図ります。
- 関係機関・団体との連携を図ります。
- 本計画概要を全戸配布することで、再犯防止について広く市民に広めます。

❖ 第5章 計画の推進と目標

第5章 計画の推進と目標

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、最終的に目指す姿である「地域共生社会」や各基本目標などが住民や地域関係団体等に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、地域福祉に関する取り組みをより効果的に推進するため、市内の福祉部局のみならず、幅広い関係機関との連携を強化します。

2 計画の進行管理の手法

本計画に位置づけた取り組みを総合的に推進するために、施策ごとの取り組みの進捗状況を随時、関係機関・関係団体と協議し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

なお、本計画では、計画見直しの際に確認する成果指標を設定しています。指標の達成状況を取り組みの改善に活かします。

3 成果指標一覧

本計画の計画期間である令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間の達成状況を把握するために、成果指標を次のように定めます。

なお、この指標は「第2章(2)市民アンケート調査」から導き出しており、本計画の最終年度に評価・検証を行います。その評価結果は、社会的背景や市の施策等の影響を踏まえて検証を行います。

□基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

指標	令和7年度 (2025)実績	令和12年度 (2030)目標
子どもがいきいきと育つための環境が充実している（そう思う・どちらかといえば、そう思う）	46.6%	80.0%
高齢者に対する福祉サービスが充実している（そう思う・どちらかといえば、そう思う）	35.6%	60.0%
障害のある人に対する福祉サービスが充実している（そう思う・どちらかといえば、そう思う）	24.0%	50.0%
近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である（そう思う・どちらかといえば、そう思う）	45.9%	80.0%

□基本目標2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

指標	令和7年度 (2025)実績	令和12年度 (2030)目標
市民の福祉活動が活発に行われている（そう思う・どちらかといえば、そう思う）	24.5%	50.0%
福祉に対してどの程度関心を持っていますか（強く関心を持っている・まあまあ関心を持っている）	74.1%	90.0%
今後、ボランティア活動を行ってみたいと思いますか（思う・できればしたいと思う）	60.1%	90.0%

□基本目標3 包括的な支援の体制づくり

指標	令和7年度 (2025)実績	令和12年度 (2030)目標
あなたは「民生委員・児童委員」をご存知ですか（委員の存在も活動内容も知っている）	29.7%	60.0%
お住まいの地域の民生委員・児童委員をご存じですか（知っている）	32.9%	60.0%
地域で生活する上で困っているとき、相談する相手はどなたですか。（どこに相談していいかわからない・相談できる人や場所がない）	16.0%	0.0%

□基本目標4 安全で安心な地域づくり

指標	令和7年度 (2025)実績	令和12年度 (2030)目標
防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されている（そう思う・どちらかといえば、そう思う）	24.9%	60.0%
災害時に備えた非常持ち出し用品等の準備ができていますか（準備できている）	28.3%	60.0%
災害時の避難場所を知っていますか（知っている）	74.4%	90.0%
災害時に避難するときに、近くに手助けを頼める人がいますか（いる）	59.6%	90.0%
あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか（思う・どちらかといえば思う）	41.9%	70.0%

❖ 第6章 再犯防止推進計画

第6章 再犯防止推進計画

1 第2期奄美市再犯防止推進計画の位置づけ・理念

(1) 計画の位置づけ

平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律(以下、再犯防止推進法という)の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。また、第2期奄美市地域福祉計画の「安全で安心な地域づくり」を目指すものとします。

(2) 計画の理念

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障害等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があります。

再犯防止には、本人だけでなく、周囲の人々の理解と協力、更生保護に関わる団体や福祉団体との連携が重要です。

民間協力者の活動を支援し、犯罪や非行からの立ち直りに関する理解を深める取組を進めていきます。

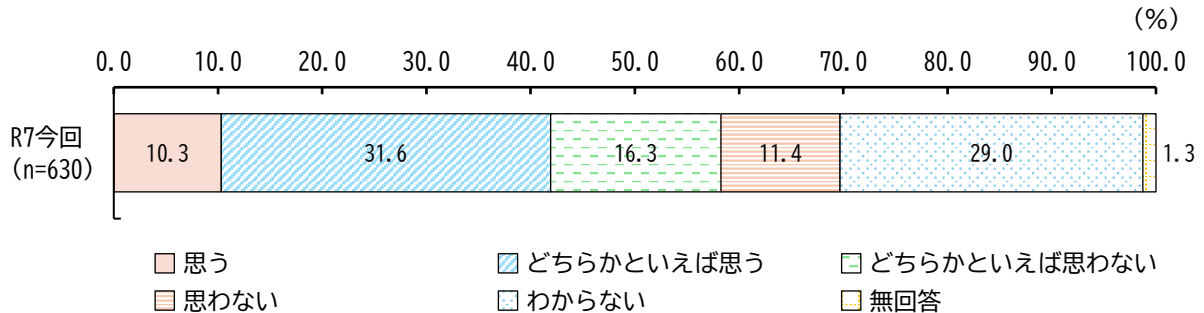
(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 市民アンケート調査(抜粋)

あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(〇は1つだけ)

「どちらかといえば思う」が31.6%と最も高く、次いで「わからない」が29.0%、「どちらかといえば思わない」が16.3%となっています。

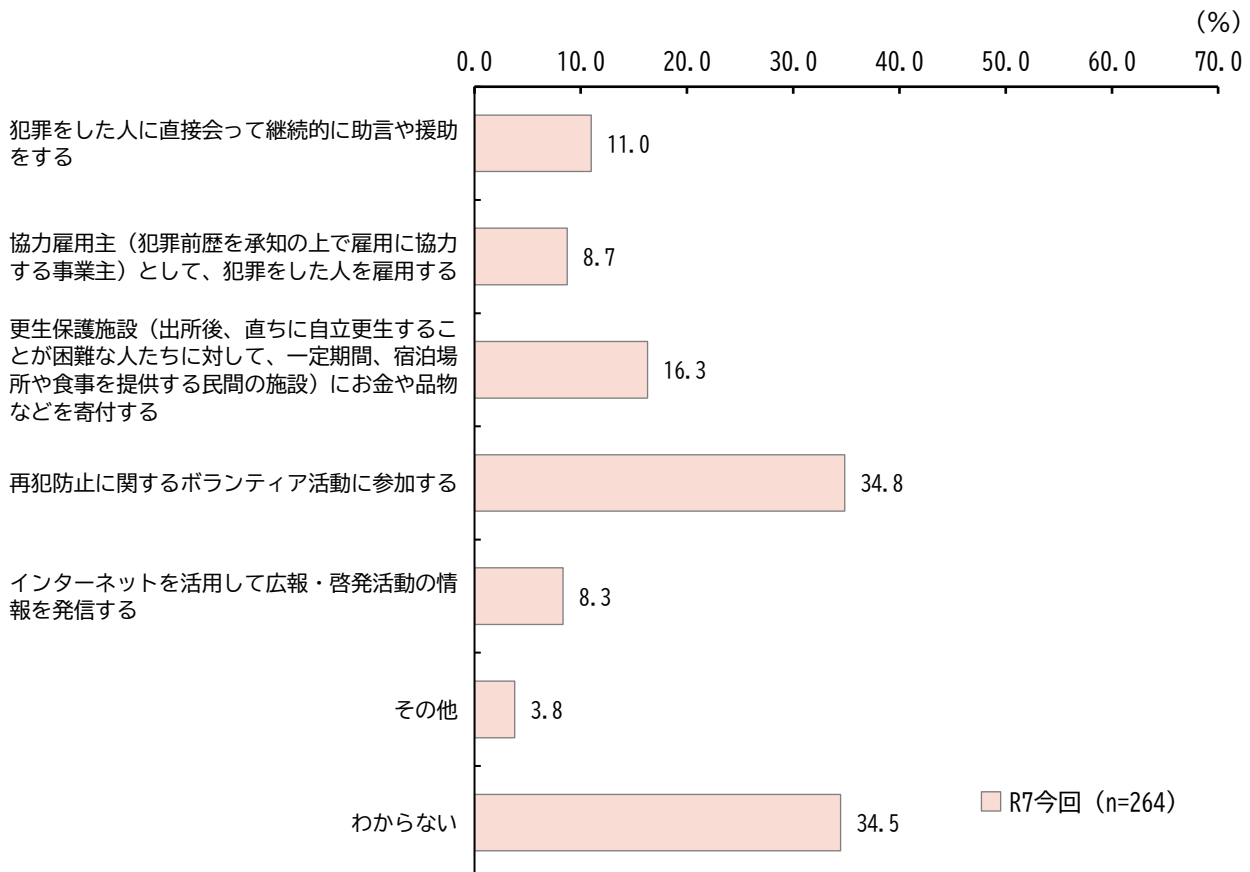


※「1. 思う」「2. どちらかといえば思う」を選んだ方のみ、お答えください

どのような協力をしたいと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が34.8%と最も高く、次いで「わからない」が34.5%、「更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する」が16.3%となっています。

性別でみると、「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」の割合は「女性」より「男性」が10.5ポイント多くなっています。



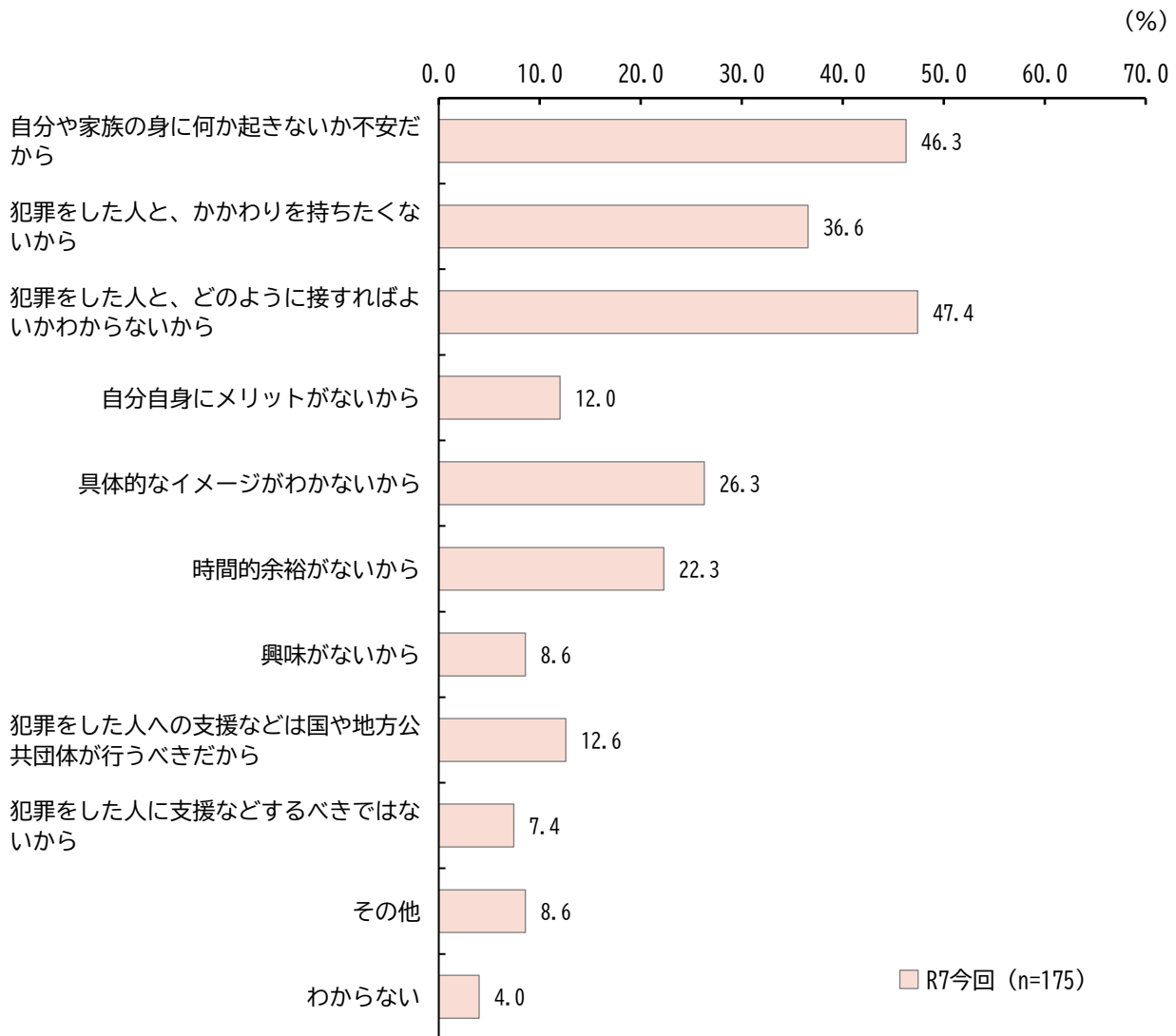
※「3. どちらかといえば思わない」「4. 思わない」を選んだ方のみ、お答えください

協力したいと思わない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が 47.4%と最も高く、次いで「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が 46.3%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」が 36.6%となっています。

性別でみると、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」の割合は「男性」より「女性」が 12.4 ポイント多くなっています。

年齢別でみると、「30～39 歳」では「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」の割合が8割を超えており、他の年齢より多くなっています。「18～29 歳」では「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」の割合が5割を超えており、他の年齢より多くなっています。



3 再犯防止に関する関連団体の取組状況について

○北大島保護司会

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
就労の確保のための取組	保護司会内に「協力組織部会」を設置し、協力雇用主会員の拡充を図っている。部会以外の保護司及び保護観察所、関係団体との情報共有を行い、新規会員の確保に努めている。	雇用主業種の偏り解消
広報・啓発活動の推進のための取組	奄美大島本島の市町村及び関係団体と連携して、「社会を明るくする運動」を積極的に推進し、再犯防止・各種更生保護の啓発活動を展開している。	
その他の取組	保護司会各支部で学校訪問・各種団体とのミニ集会・防犯活動等を行い、再犯防止に積極的に取り組んでいる。	

○奄美市社会福祉協議会

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
就労支援	協力雇用主会への入会。刑務所入所者における、出所先での働く場の確保を目標としている。	雇用主の理解を得るのが難しい 就労先確保が困難
居住支援協議会	居住支援協議会の事務局を担っている。住宅に入居することの困難な方たちへの配慮のための取組み。	不動産屋の理解を得るのが難しい

○奄美地区障がい者等基幹相談支援センター

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
関係機関と連携した支援	地域生活福祉支援センターとの連携した支援。	地域生活福祉支援センターが県内に1つしか設置されていない
見守り支援	要配慮者の見守り。	本人から拒否されてしまうと関わるのが困難

ONPO法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
子ども及び障害者に対する相談支援事業（DV被害者及び子どもへの支援含む）	①相談支援活動 青少年に関わる様々な問題について、奄美群島を中心に全国各地より面談や電話、メール等による支援を行っている。また、必要に応じてアウトリーチを実施。 ②居場所の提供 i) 裁判所からの身柄付き補導委託（試験観察） ii) 自立準備ホーム（保護観察所の登録） iii) 里親委託 iv) 一時保護委託 v) DV被害者及びその家族の緊急受入先 ③少年警護隊としての活動 i) 防犯パトロール及び地域清掃活動 ii) 後輩達への善導 ④多種多様な自立支援活動の実施	関係機関との連携強化 人材育成
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	児童福祉法に定められた入所施設（虐待などの理由から家庭で生活できない、義務教育を終えた15歳から20歳までの子どもたちが対象） 児童が健やかで豊かな人生を歩んでいけるよう「生活的・経済的・精神的」自立を目指すべく、一人ひとりの個性を尊重し、共同生活を通して児童と職員との基本的信頼関係の構築や保護者との調整、よりよい自立支援が図れるよう関係機関との連携強化並びに地域に開かれた施設づくりに努めている。	SNSを介したトラブル 専門資格者の未配置（臨床心理士等）
奄美合気拳法を通して「自立・共生」へ導く教育事業	空手や合気道などの要素を総合的に取り入れた独自の武道を実践しており、自己確立の精神と心豊かな人づくりを基礎的理念として掲げている。相手を痛めつけるための武道ではなく、自分自身の弱さと向き合い、相手を労わる優しさを持つことを主とした武道となっており、勝敗を決めるような試合は取り入れていない。社会に向けていた負のエネルギー（非行）を正しい道に進むための正のエネルギーに費やすよう武道を通しての善導支援を行っている。	指導者の高年齢化
社会的養護自立支援拠点事業つむぐテラスかごしま	児童養護施設等を退所した子どもたちや、これまで公的支援につながらなかった子どもたちなど、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐことを目的としている。相互交流の場の提供や、生活や就労相談等を踏まえた支援計画の策定等、自立に向けた支援を行い、安定した生活をおくれるよう支援している。	令和7年8月1日開所 県内初の事業のため認知度が低い 支援対象者、関係機関への広報を強化中

○民生委員児童委員協議会

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
地域での見守りと連携	主任児童委員と民生委員が担当地域で家族を含めて見守り、孤立しないように支援する。	

○鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
就労の確保	ハローワークと連携し、保護観察対象者等の就労を支援している。また、NPO法人鹿児島県就労支援事業者機構と連携し、協力雇用主の開拓、助成等に取り組んでいる。実際に雇用に至った協力雇用主に対しては、就労奨励金を支給している。	協力雇用主数は増加しているものの、実雇用数が伸びていない
住居の確保	鹿児島市の更生施設や県内各地にある入所施設を調整している。	緊急的に住居確保の必要が生じた場合、対応に苦慮することがある
高齢又は障害のある者等への支援のための取組	鹿児島県地域生活定着支援センターと連携し、高齢又は障害を有するため、福祉的な援助を必要とする矯正施設退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等につながるよう支援を実施している。その他、保護観察中のケースについても、保健所及び医療機関等と情報を共有し、対応にあたっている。	鹿児島県地域生活定着支援センターが鹿児島市内に所在しているため、奄美大島を含めた離島のケースについて、濃密な対応が困難な場合がある

○鹿児島地方検察庁名瀬支部

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
福祉・医療的な支援	起訴猶予処分相当となった者や刑の全部執行猶予付き有罪判決を受けた者（但し、その期間中、保護観察に付することとされていない者）等について、福祉的支援、医療的支援が必要な場合に保護観察所の支援がスムーズに受けられるよう努めている。（コーディネートの支援）	当庁と「公益社団法人鹿児島県社会福祉士会」とは、被疑者等の再犯防止及び社会復帰支援業務の効果的実施のために、社会福祉アドバイザーの派遣について、平成30年に協定を締結した個別の事件ごとに社会福祉士をアドバイザーとして派遣要請しているところであるが、同アドバイザーから福祉・医療等の支援に関する助言等を受ける同協定のさらなる活用を思料しているところである
精神障害に関する支援	精神障害の疑いのある者を起訴猶予処分とするに当たり、精神保健福祉法に基づき、鹿児島県に対する検察官通報を行ったものの、同法に基づく措置入院となるか否かの見通しが立ちづらかったケースにおいて、その者が、従前、利用していた就労移行支援事業所の所長等の関係者に検察庁に出向いてもらった上、捜査状況等に関する情報を提供し、措置入院とならずに釈放となった場合における継続支援等の依頼をし、事前の再犯防止策を講じた。	
見守り支援	奄美市の保健福祉部保護課に対し、捜査状況等の情報を提供し、起訴猶予処分後の見守り活動を実施してもらう方法による再犯防止策を講じた。	

○名瀬公共職業安定所

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
刑務所出所者等就労支援事業	矯正施設・更生保護機関等と連携し、職業相談・紹介、職業訓練の受講あっせん等を行い、受刑者や保護観察対象者等の就労支援を行っている。 協力事業主等を対象とした求人開拓及びトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の活用等の周知を図っている。	近年は支援要請が無い ため、各機関ともに本事業に対するノウハウが減退・消失している可能性が考えられる

○奄美警察署

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
非行防止教室	非行防止教室を各長期休暇前等に行い、児童・生徒の規範意識の向上と犯罪行為・被害の防止を図っている。	少年の規範意識が低く 他人事と考えている
薬物乱用防止教室	薬物乱用防止教室を実施し、少年に薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を認識させ、同乱用を拒絶する規範意識の向上に努めている。	
ふれあいスポーツ交流会	青少年の健全育成活動の一環として、毎年、少年ボランティア員、小中学生、警察署員とのふれあいスポーツ交流会を開催している。(R6は未開催)	非行少年等の参加への 同意を得られず、参加人数が減少している
街頭補導活動	祭事の際に少年ボランティア員と合同で街頭補導活動を実施している。	保護者の監護能力が低く、 少年を補導しても保護者が身柄引受けを拒否することがある
学校訪問	スクールサポーターと定期的に学校訪問を実施し、学校側との情報交換をしながら、校内の現状や生徒達の実施把握に努めている。	小中学校の数が多く、奄美群島内の全てを訪問できない

○鹿児島県大島児童相談所

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
児童相談所業務	再犯防止に関する特別な事業はないが、通常の児童相談所業務における児童・家庭相談において、例えば、非行相談(ぐ犯・触法)の場合、その内容や問題行動の背景、その後の児童の行動面や意識の面を把握した上で、処遇方針として児童福祉司指導措置を決定し、児童相談所への定期通所、必要に応じて心理面等の検査を行いながら問題行動の改善を図っている。なお、ケースによっては、児童養護施設や児童自立支援施設への措置、家庭裁判所への送致を決定することもある。	非行問題の背景には、虐待や家庭内暴力、貧困など家庭環境の問題が大きいが、保護者が子どもの問題行動にばかり注目してしまい、理解が得られず、支援が難しい場合がある また、本人や保護者が支援を拒否した場合、積極的な介入が難しく限界がある

○奄美市教育委員会

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
本人への個別支援	児童生徒本人に焦点をあてた「再び問題行動に戻らない力」の育成 1 再登校・再適応支援プログラムの整備 2 心理的支援・カウンセリングの充実 3 個別支援計画（I S P）の作成と活用 4 再発防止教育（非行防止学習）の実施	・本人・保護者との面談のタイミングのはかり方 ・関係機関との連携
学校の受け入れ体制づくり	学校の支援力を高める再犯防止の取組 1 教職員向け研修（非行理解・再犯防止・支援技法）の充実 2 再登校受け入れマニュアル・ガイドラインの整備 3 校内チーム支援体制の確立 4 同級生への理解教育（再チャレンジ支援教育）	・教職員への理念の浸透 ・ガイドラインの作成 ・薬物乱用防止教室の開催 ・人権教育研修資料を使った研修の充実
地域との連携	地域・関係機関と連携した切れ目のない支援の充実 1 警察・家庭裁判所・保護観察所・児童相談所との情報共有体制の確立 2 地域ボランティア・民間団体との連携支援 3 再登校支援会議（ケース会議）の開催	・地域・関係機関との連携 ・関係機関から情報が入らず対応が後手にまわってしまった場合の対応
方針と体制の整備	継続的な再犯防止に向けた教育委員会としての方針と体制の整備 1 「再犯防止支援指針」や「支援マニュアル」の策定 2 専門家チーム（リエゾンチーム）の設置 3 支援実践の検証と共有 4 「再チャレンジ」を応援する教育文化の醸成	・マニュアル等の作成 ・リエゾンチームの理念の浸透 ・方針等の共有時間の確保

○地域包括支援センター

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
権利擁護業務	高齢者の権利擁護のため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者本人だけでなく、養護者の支援を行っていることが再犯防止に繋がっていると考えられる。	

○在宅介護支援センター

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
高齢者の実態把握	高齢者の生活上の課題を把握し、必要な支援に繋げるため、在宅介護支援センターが高齢者の自宅を回り実態把握訪問を行っている。高齢者を支える他者の目が入ることで再犯防止に繋がっていると考えられる。	

○奄美市保護課

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
生活保護事業	(生活の安定のための取組) 最低生活に困窮する場合、または他の支援策に当てはまらないような場合は、最後のセーフティネットとして生活保護の申請を受け付けます。	仕事と住居確保が困難

○奄美市福祉政策課つながる相談室

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
生活困窮者 住居確保給付金	(住居の確保のための取組) 離職等により住居を失った場合、または住居を失うおそれの高い場合、就職に向けた活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 住居確保にあたって一定の条件のもとに手数料等に係る費用の一部を支給します。	住居確保給付金だけでは最低生活を維持できないケースがほとんどであり給付実績なし 住居確保費用についても給付実績なし
生活困窮者 就労準備支援事業	(就労の確保のための取組) 直ちに就労が困難な場合、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	雇い手側の理解を得られないケースが多い
生活困窮者 一時生活支援事業	(住居の確保のための取組) 住居を持たない場合、またはネットカフェ等の不安定な居住形態にある場合は、一定期間委託事業所もしくは市の施設で宿泊場所や衣食の提供を実施し、宿泊場所にて日常生活を営むのに必要な支援を行います。	委託事業所内のルールを守れず、迷惑を掛けてしまうケースがある 市の施設においては対応が困難なケースがある

○奄美市福祉政策課

事業名	再犯防止に関する取組状況	課題
子ども家庭支援拠点	家庭児童相談業務を充実させ、家庭における適正な児童教育及び家庭児童福祉の向上を図る。	就労・学業継続が困難
再犯防止に関する広報・啓発活動	社会を明るくする運動を広報紙等で周知を図っている	薬物依存の問題を抱える者への支援・闇バイト問題を検討する

4 目標

市民アンケート調査より、下表の目標を定め推進します。

指標	令和7年度 (2025)実績	令和12年度 (2030)目標
あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか(思う・どちらかといえば思う)	41.9%	70.0%

5 再犯防止推進会議委員名簿

任期：令和7年8月20日～令和9年3月31日
 (敬称略・順不同)

No.	区分	所属団体名	氏名
1	関係機関	北大島保護区保護司会	満田 英和
2		奄美市更生保護女性会	恵 スエ子
3		奄美市社会福祉協議会	朝岡 正三郎
4		奄美地区障がい者等基幹相談支援センター	福崎 伸悟
5		NPO 法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」	三浦 一広
6		奄美市民生委員・児童委員協議会連合会	松下 一人士
7	行政関係者	法務省鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所	大塚 和徳
8		鹿児島地方検察庁名瀬支部	丸山 貴洋
9		名瀬公共職業安定所	松山 力也
10		鹿児島県奄美警察署	田中 聡
11		鹿児島県大島児童相談所	角ノ上 琢
12		奄美市教育委員会	長岡 哲仁
	アドバイザー	龍谷大学	浜井 浩一

※姓・名に外字が含まれている場合は、常用漢字に変換して表示しています

6 参考資料

(1) 刑法犯認知件数

過去4年間における刑法犯の認知件数は、鹿児島県、奄美市どちらも増加しています。

認知件数等	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
鹿児島県内刑法犯認知件数（件）	4,641	5,113	6,721	7,366
奄美市内刑法犯認知件数（件）	113	102	175	197
奄美市内犯罪率（%）	27.6	25.2	44.0	50.5

出典：鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課 市町村別の犯罪発生実態

(2) 刑法犯に占める窃盗犯の割合

過去3年間の刑法犯認知件数に占める窃盗犯の割合は、令和5年以外、刑法犯の5割以上を占めており、窃盗犯の認知件数は増加しています。

認知件数等		令和4年	令和5年	令和6年
鹿児島県内認知件数（件数）	刑法犯	5,113	6,721	7,366
	うち窃盗犯	3,414	4,250	4,511
奄美市内認知件数（件数）	刑法犯	102	175	197
	うち窃盗犯	59	80	105

出典：鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課 市町村別の犯罪発生実態

(3) 県下における薬物事犯の検挙状況

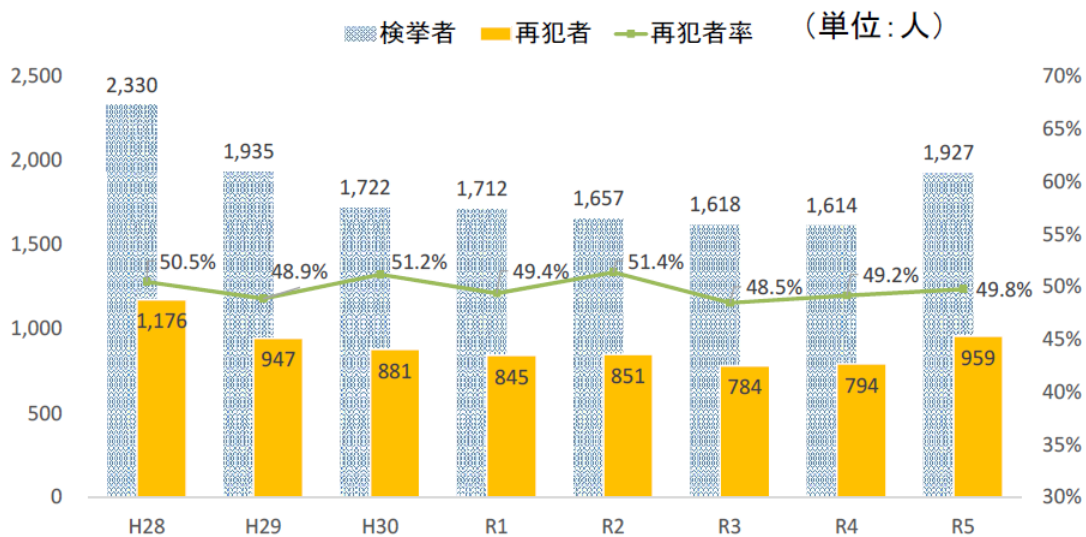
県内の令和6年の特徴的傾向として大麻事犯検挙者は若年層の占める割合が高くなっています。

内訳	令和5年		令和6年	
	人員	押収量	人員	押収量
覚醒剤事犯	13人	4,330g	27人	8,193g
大麻事犯	39人	1,004.507g	48人	1,395.125g
麻薬及び向精神薬事犯	4人	0g	3人	26.025g

出典：鹿児島県警察ホームページ

(4) 県下における再犯者率の推移（少年を含む）

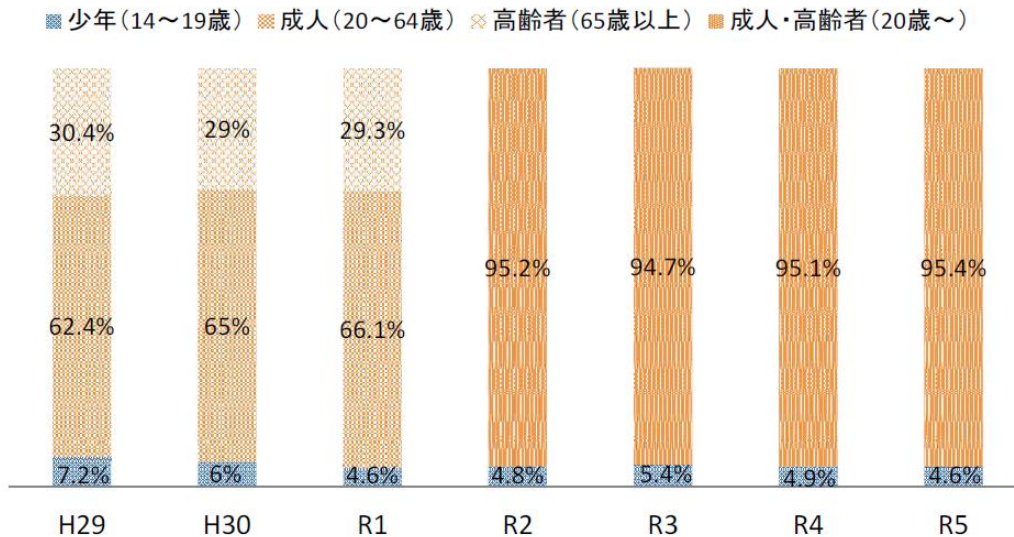
再犯者数は令和3年まで減少傾向にあったものの、令和4年から増加に転じており、再犯者率は横ばいです。



出典：第2次鹿児島県再犯防止推進計画

(5) 県下における再犯者の年齢構成

再犯者のうち、高齢者と成人の割合が高く、ほぼ横ばいです。



出典：第2次鹿児島県再犯防止推進計画

本市における刑法犯認知件数は増加傾向であり、住宅の確保なども厳しい状況にあります。そのため、地域の理解だけでなく、国・県・市の連携、関係機関や民間事業者との支援に関わるネットワーク体制づくりを進めていく事が重要であると考えています。

❖ 第7章 資料編

第7章 資料編

1 奄美市地域福祉計画推進委員名簿

任期:令和7年7月1日～令和9年3月31日
(敬称略・順不同)

No.	区分	所属団体名	氏名
1	学識経験者	鹿児島国際大学	藤島 法仁
2	公募委員	公募委員	押川 喜美子
3		公募委員	盛谷 竜男
4		公募委員	上原 小百合
5	地域団体の代表者	奄美市名瀬町内会・自治会連合会	武田 俊樹
6		住用嘱託員会	河野 京子
7		笠利駐在員会	伊添 正人
8	福祉・保健・医療関係者	奄美大島介護事業所協議会	長谷川 大
9		名瀬地区保育会連合会	今田 鈴恵
10		老人福祉施設協議会	村田 勇樹
11		母子寡婦福祉会	前里 祐子
12		奄美市老人クラブ連合会	俵 久子
13		身体障害者協会	中浜 朝子
14		大島郡医師会	稲 源一郎
15		民生委員・児童委員協議会連合会	松元 絹代
16		奄美市社会福祉協議会	山下 博幸
17		奄美地区障がい者等基幹相談支援センター	福崎 伸悟
18	行政関係者	大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	向井 真紀子
19		奄美市保健福祉部長	麻井 庄二
20	その他市長が必要と認める者	奄美市総合計画分科会委員	勝村 克彦

2 奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱

奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、奄美市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するに当たり、本市の基本的な方針等を検討するため、奄美市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者で公募に応じたものの
- (3) 地域団体の関係者
- (4) 保健・福祉・医療関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求める

ことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章
資料編

3 用語解説

索引	用語	解説
ア行	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報支援を届ける取り組み。
	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	インターネット上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービス。
	NPO	Non-profit organization の略で、民間非営利組織などと訳される。ボランティア活動や社会貢献活動などに代表される営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織、団体。
カ行	介護予防	要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと。そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと。さらには軽減を目指すこと。
	核家族	ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位。
	基幹相談支援センター	地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関で、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。
	協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。
	合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す。合計特殊出生率が2であれば、夫婦2人から子どもが2人ということで、世代の人口がほぼ維持。
	国勢調査	日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的的属性を知るための調査。
	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。
サ行	サロン	だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。
	ジェンダー	生物学的性別とは異なる、社会的・文化的に形成される性の概念。性別役割や期待は時代や地域（国）で異なり、個人の選択や生き方に影響を与えるため、多様性の理解と尊重が重要となる。
	市民後見人	成年後見制度の担い手として研修を受けた上で家庭裁判所の選任を受け、判断能力が不十分な人の権利を守る役割を担う市民。親族や専門職以外の選択肢を増やし、地域で支える仕組みとして期待されている。
	社会福祉法	福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年(2000)に公布。
	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

索引	用語	解説
	シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益社団法人。地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した定年退職後等で長期の就職することは望まないが、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行する。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付するもの。
	シンポジウム	一つの問題について何人かが異なる面から意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形の討論会。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。
	成年後見制度	認知症、知的・精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続きを行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。
	ソーシャルワーカー	生活相談員のことで、医療、教育、福祉、介護などの業界において、相談員として支援を行う職種の1種。
夕行	ダブルケア	育児と介護を同時に担っている状況を指し、少子高齢化の進行に伴い増加している。時間的・経済的な負担が重くなるため、家庭内での役割分担や外部からの支援体制の整備、社会的理解が求められている。
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、医療、介護、生活、予防、住まいの5つの領域を含めた様々な支援サービスが包括的に、切れ目なく提供されること。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から総合的な支援を行う地域の拠点。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	家庭内暴力のこと。身体暴力に限らず、精神的、経済的、社会的等あらゆる暴力を含む。
ナ行	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。日常生活の中で、何かを特別に行うのではなく、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努め、声かけ等自分のできる範囲で手助けを行う。
	ネットワーク	個々の人のつながり。人や組織の広がりを持ったつながり。
ハ行	ハザードマップ	自然災害が発生した際に想定される危険な場所や、避難経路・避難場所の情報を地図上にまとめたものです。市区町村単位で作成され、そのエリアに自宅や勤め先を持つ人が、災害時のリスクを事前に把握することを目的としています。
	バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者、高齢者などの社会参加を困難にしている障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。一般的には4つのバリアがある。①物理的なバリア、②制度的なバリア、③文化・情報面でのバリア、④意識上のバリア。

索引	用語	解説	
第1章 第2章 第3章 第4章	BBS会	様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。	
	避難行動要支援者	防災施策において特に配慮が必要な人（災害時要配慮者）のうち、災害が発生した際の避難等に特に支援を必要とする人。災害対策基本法では、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられている。	
	フレイル	高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障害（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。	
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。	
	ボランティア	社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。	
マ行	民生委員・児童委員	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。	
第5章 第6章	ヤ行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
	ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいようにつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築を目指したものの。	
	要介護（要支援）認定者	介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定。	
ラ行	療育手帳	知的障害者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。	

第2期奄美市地域福祉計画（奄美市再犯防止推進計画）

発行年月 令和8年3月
編集・発行 奄美市 福祉政策課
〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8
TEL：0997-52-1111（代表）
